

令和 6 年第 1 回五城目町議会定例会議事日程 [第 3 号]

令和 6 年 2 月 28 日 (水) 午前 10 時 00 分開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

- 日程第 1 議案第 1 号 工事請負変更契約の締結について
・令和 5 年度 道路メンテナンス補助事業 五城目橋
橋梁補修工事
- 日程第 2 議案第 2 号 工事請負変更契約の締結について
・令和 5 年災 廣徳寺橋橋梁災害復旧工事
(応急本工事)
- 日程第 3 議案第 3 号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
制定について
- 日程第 4 議案第 4 号 五城目町減債基金条例等を廃止する条例制定について
- 日程第 5 議案第 5 号 五城目町の休日を定める条例の一部を改正する条例制
定について
- 日程第 6 議案第 6 号 五城目町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正
する条例制定について
- 日程第 7 議案第 7 号 五城目町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す
る条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議案第 8 号 五城目町介護保険条例の一部を改正する条例制定につ
いて
- 日程第 9 議案第 9 号 五城目町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に關
する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につ
いて
- 日程第 10 議案第 10 号 五城目町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定
について
- 日程第 11 議案第 11 号 五城目町総合交流センター五城館の指定管理者の指定
について

- 日程第 1 2 議案第 1 2 号 専決処分（第 1 号）の承認を求めるについて
・令和 5 年度五城目町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 1 3 議案第 1 3 号 専決処分（第 2 号）の承認を求めるについて
・五城目町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号 令和 5 年度五城目町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号 令和 5 年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号 令和 5 年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号 令和 5 年度五城目町介護保険特別会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号 令和 5 年度五城目町水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号 令和 5 年度五城目町下水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 令和 6 年度五城目町一般会計予算
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 令和 6 年度五城目町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 令和 6 年度五城目町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 令和 6 年度五城目町介護保険特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 令和 6 年度五城目町障害認定事業特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 令和 6 年度五城目町水道事業会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 令和 6 年度五城目町下水道事業会計予算

令和6年五城目町議会3月定例会会議録

令和6年2月28日午前10時00分五城目町議会月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 工藤政彦	3番 松浦真
4番 石川交三	5番 椎名志保
6番 荒川滋	7番 佐々木仁茂
8番 畑澤洋子	9番 斎藤晋
10番 石井光雅	11番 伊藤正春
12番 佐藤重信	13番 荒川正己
14番 館岡隆	

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	渡邊彦兵衛	副町長	澤田石清樹
教育長	畠澤政信	総務課長	東海林博文
まちづくり課課長補佐	柴田浩之	税務課長	笛川由美
会計管理者	猿田仁	議会事務局長	猿田玲子
農林振興課長	大石芳勝	商工振興課長	小玉洋史
建設課長	猿田弘巳	学校教育課長	工藤ひとみ
生涯学習課長	越高博美	住民生活課長	石井一
健康福祉課長	石井政幸	消防長	佐々木貴仁
総務課課長補佐	小玉重巖		

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 猿田玲子

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。

午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数13名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に従い、議案の審議に入ります。

議案第1号、工事請負変更契約の締結について、令和5年度 道路メンテナンス補助事業 五城目橋橋梁補修工事を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの3ページをお開きください。お願ひいたします。

議案第1号、工事請負変更契約の締結について、令和5年度 道路メンテナンス補助事業 五城目橋橋梁補修工事についての提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和5年9月15日に議会の議決を得ました、五城目橋橋梁補修工事につきまして、気象状況により工事工程に遅れが生じ、かつ工事数量に変更が生じたことによりまして、本工事の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工期の変更につきましては、工事施工中の橋面の防水シート設置の際に悪天候が続いたため計画工程に遅れが生じ、加えまして、秋田地域振興局建設部発注の馬場目川の浚渫工事施工に伴いまして工事車輌の通行や資材運搬が制限され、施工計画にも遅れが生じまして、工期を57日間延長するものであります。

また、契約の金額の変更については、設計において見込んでおりました修復箇所が実際の施工により多く確認されまして、橋桁の断面修復や橋面舗装などの施工数量が増えたため、契約金額を692万3,400円増額するものであります。

変更内容についてでございますが、変更前の契約金額「1億439万円」を変更後は「1億1,131万3,400円」とし、変更前の工期「令和5年9月19日から令和6年3月15日」を、変更後は工期を「令和5年9月19日から令和6年5月10日」とするものであります。

契約の相手方は、株式会社菅与組 五城目支店 支店長の畠山宗太郎であります。

なお、本契約に係る予算執行が年度を超えることから、令和5年度一般会計補正予算において繰越明許費を設定し、関係経費を令和6年度に繰り越して事業執行することと

しております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 今の議案上程の中身を伺えば、2か月近く工期が延びるわけでして、それプラスの修復箇所が増えたと、こういうふうな説明でございましたが、当然、橋1本のことですから、まあ当然前もって最初の入札の段階で修復箇所が決定されて価格が設定されたと思うんですけども、特別、絶対見えないところがそういうふうな状態になってたのかどうか。その辺ちょっと明らかにしてもらいたいと思います。

○議長（石川交三君） 猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君） 館岡議員にお答えいたします。

まず今回の工期の延長につきましては、先ほど副町長が申し述べたとおりであります
が、設計変更の部分につきましては、一番大きなところでは断面修復といいまして、橋
桁、それから橋台・橋脚等々の破損しておった箇所、その修復数量の増額が主な原因と
なっております。といいますのも、例えば水のついている部分等については、目視での
確認もできません。また、桁をはつっていた場合に、その破損箇所がもっと大きかった
とか、あるいは鉄筋等々が錆び付いて橋面に、何といいますか、浮き出ている箇所等々
が多数見受けられたため、断面修復数量の増額となっております。

以上です。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託するこ
とにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第1号の審査については、
総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第2号、工事請負変更契約の締結について、令和5年災 廣徳寺橋橋梁災
害復旧工事（応急本工事）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの4ページをお願いいたします。

議案第2号、工事請負契約の締結について、令和5年災 廣徳寺橋橋梁災害復旧工事

(応急本工事) でございます。提案理由をご説明いたします。

本案は、令和5年12月14日に議会の議決を得ました、廣徳寺橋橋梁災害復旧工事において、暖冬などによる気象状況により仮設工事などの工程に遅れが生じ、工期を延長する必要があることから、本工事の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この工期の変更については、馬場目川にかかる橋梁の橋脚と桁の撤去工事であるため、河川の渇水期を想定しておりましたけれども、12月下旬頃から現在に至るまで断続的に降雨と降雪が繰り返されまして融雪も進んだことにより、馬場目川の水位に上昇、そしてまた低下が発生したことなどによりまして計画工程と施工工程に乖離が生じまして、施工工程の見直しを行い、工期を231日間延長するものでございます。

変更契約の内容についてでございますが、変更前の工期「令和5年12月18日から令和6年3月15日」を、変更後の工期を「令和5年12月18日から令和6年10月31日」とするものであります。

契約の相手方は、株式会社菅与組 五城目支店 支店長 畠山宗太郎でございます。

なお、議案第1号と同様に本契約に係る予算支出が年度を超えることから、令和5年度一般会計補正予算において繰越明許費を設定し、関係経費を令和6年度に繰り越して事業執行することとしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 1号も2号も繰越明許で対応していくわけでございますが、この2号の工期を見ますと、12月18日から3月の15、最初の変更前の工期でございますが、変更後は10月の31日まで、つまり231日以上延期されるわけでございまして、この繰越明許なって、なる前の最初の設定された入札、落札された段階で、その工事に、工事高によって幾らか金がどの程度支払われてるものかどうか。繰越明許の分、仕事が随分残ってれば、この段階からいくとほとんど仕事が残ってる段階で、まるつきり繰越明許に残していくのか。今現在支払われている金額と工事費は幾らなってますか、伺いたいと思います。

○議長（石川交三君） 猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君） お答えいたします。

まずははじめに、支払われている金額ということですが、今回の変更契約におきましては、契約額の変更はございませんので、前払金のみとなっております。

併せまして、工程におきましては、何といいますか、この工事につきましては、公共土木施設災害復旧事業、国庫負担をいただいて施工しております。令和5年災ということで、これは1月1日から12月31日までの被災した箇所を設定されておりまして、年度内工期を当初は契約工期としております。我々が設計する机上上の工程には何ら支障がないものと判断し発注しておりますが、実際現場におきまして、先ほど説明いたしましたとおり、馬場目川の水位の上昇、それから計画的な電力供給のための発電放流等々も重なりまして、現在、施工ヤードの施工、それから橋桁撤去並びに橋脚の撤去にかかるクレーンの乗せます架台となります仮桟橋の設置を行っておる状況であります、どうしても水位の上昇・下降に左右されるところが多々ありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（石川交三君） ほかに。9番斎藤議員

○9番（斎藤晋君） 館岡議員が話したのは数字であって、幾らということだと思います。その幾らというの答えてないですよね。

○議長（石川交三君） 猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君） お答えいたします。

契約額でありますけども、契約額が2億460万円であります。これに関わる10%が前払金でありますので、2,046万円、こちらが支払われております。

以上です。

○議長（石川交三君） 10番石井議員

○10番（石井光雅君） この件は、うちのほうの委員会さかることだども、一つだけ。確かこの廣徳寺橋の工期が、全体の工期が令和7年の9月か10月と、まあ建設課長から前に説明あつたども、これによってその工期が延びることはあるのかどうか。7年の9月、10月で完成できるのか。そこひとつ。

○議長（石川交三君） 猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君） お答えいたします。

計画上の工期に変更はないと、現時点では考えております。ただし、先ほど申し上げましたとおり気象条件、それから資材の購入等々に時間を要した場合は、若干の変更も

あるかとは予想されますが、現時点では令和7年の9月、最終的な工期を目指して施工しておる状況です。

以上です。

○議長（石川交三君）ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君）本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君）異議ないものと認めます。よって、議案第2号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第3号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君）議案綴りの5ページをお願いいたします。

議案第3号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、町税等の諸収入金における督促手数料について、電子決裁等に伴う納入者及び収納機関の負担軽減並びに収納事務の効率化を図ることを目的に、督促手数料の徴収を廃止するため、関係する6条例の一部を改正する督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するものであります。

次に、6ページから7ページをお願いいたします。

改正する条例は、五城目町町税条例、五城目町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例、五城目町道路占用料徴収条例、五城目町水道事業給水条例、五城目町介護保険条例、五城目町後期高齢者医療に関する条例の6条例であります。それぞれの条例において、督促手数料を削る改正となっております。

施行期日は、令和6年4月1日からとし、施行期日の前日までに発した督促状に係る督促手数料については、従前のとおり徴収するという形で規定させていただいております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上

げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第3号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第4号、五城目町減債基金条例等を廃止する条例制定についてを議題いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの8ページをお願いいたします。

議案第4号、五城目町減債基金条例等を廃止する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和5年7月の大震災対策事業等に要する財源として多額の財政調整基金を取り崩したことにより、今後における災害などの不測の事態が生じた場合に財政的に対応ができないことが想定されることなどから、既存の基金のうち不急のものを廃止し、財政基盤の安定を図ることを目的に財政調整基金に積み立てるため、関係する4条例を廃止する、五城目町減債基金条例等を廃止する条例を制定するものであります。

9ページをお願いいたします。

廃止する条例は、五城目町減債基金条例、五城目町土地開発基金条例、五城目町教育施設整備基金設置条例、五城目町企業立地推進基金条例の4条例であります。

施行期日は、令和6年3月29日からしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託すること

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第4号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第5号、五城目町の休日を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴り10ページをお願いいたします。

議案第5号、五城目町の休日を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方自治体の休日のうち地方自治法第4条の2第2項第3号に規定する年末年始の休日について、町内事業所の年末年始の休暇期間と合わせることで、町民にとって身近な行政サービスの提供、充実を図ることを目的としまして、平成17年の改正以降、多くの自治体とは休日の期間をずらし、毎年12月31日から翌年1月5日までと定めておりましたが、行政のデジタル化が進む現状に鑑み、コンビニ交付などDX化を推進させ、他の自治体と休日期間を合わせることで業務の効率化を図り、住民サービスの充実を図ることを目的に、当該条例の一部を改正するものであります。

11ページをお願いいたします。

改正内容は、年末年始の休日を「毎年12月31日から翌年の1月5日まで」としているものを、「毎年12月29日から翌年1月3日まで」に改めるものでございます。

なお、附則におきまして、五城目町の休日を定める条例のほか、五城目町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、五城目町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の3条例についても同様に改めるものでございます。

施行期日は、公布の日からしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第5号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第6号、五城目町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴り12ページをお願いいたします。

議案第6号、五城目町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されまして、公布の日から起算して1年3か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされたことから、当該条例の施行日に合わせまして、マイナンバーの利用範囲と情報連携の拡大を図ることを目的として、当該条例の一部を改正するものであります。

13ページから14ページに改正文がありますけれども、ご覧いただきたいと思います。

改正内容についてでございますが、当該法律の改正によりまして、特定個人番号利用事務や利用特定個人情報などに関することを条例で規定することで、社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務においてもマイナンバーの利用ができるようとする改正となっております。これにより、各種事務手続における添付書類の省略など、住民の利便性の向上も図られるものでございます。

施行期日につきましては、当該法律の施行の日からとし、ただし、改正文にあります第1条、それから第5条、別表第1及び別表第2の改正規定については、公布の日からとしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。13番荒川正己議員

○13番（荒川正己君） マイナンバーカードがっていうか、マイナンバーが国民に事前

に付されて、マイナンバーカードもかなりの率で発行されて、で、その中で例えば今回の条例改正にかかわって、今まで、たぶんマイナンバーカードが、マイナンバーが健康保険はもちろんですけども、銀行口座も登録で結び付けられているわけですよね。で、その場合、こういういろんな福祉のこういう項目の中で、今までいろいろな福祉でお金を、何というかな、給付金とかある場合に、マイナンバーカードに例えば銀行口座結び付けたにもかかわらず、銀行口座の問い合わせをしなければいけないという形だったんですけども、その点は、この改正でどのようになるのか、教えてください。

○議長（石川交三君） 答弁者は。東海林総務課長

○総務課長（東海林博文君） 荒川議員のご質問にお答えいたします。

具体的には、具体的なところまでちょっと明らかでは、はつきりお答えはできませんけれども、マイナンバー、個人情報、個人、特定個人番号の利用範囲を拡大することということでもって効率化を図ることであります、その中で特定個人情報の利用範囲を拡大するということがございます。その中には医療保険給付関係の情報につきましても利用範囲を拡大し、利用範囲と情報連携を拡大するという部分がございますので、そういう内容の中で行政手続に関わる部分については利用可能となってくるものだというふうに理解してございます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第6号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第7号、五城目町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴り15ページをお願いいたします。

議案第7号、五城目町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、物価上昇等の社会経済情勢による最低賃金の引き上げに伴い、会計年度任用職員の給料表の改定を実施するため、当該条例の一部を改正するものであります。

16ページから18ページをお願いいたします。

別表第1の給料表については、全部を改正するものであります。この給料表は、国の行政職の表の2をベースに、号給を40号から10号増やしまして50号までとして作成させていただいております。今現在の会計年度職員での、この改定後の支給額を試算しますと、月額で概ね6,000円前後の増額となるものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日からしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。9番斎藤議員

○9番（斎藤晋君） この表の中の給と号がありますけども、これの説明、詳しい説明をお願いします。

○議長（石川交三君） 答弁者は。東海林総務課長

○総務課長（東海林博文君） 斎藤議員にお答えいたします。

たぶん正誤表のほうをご覧になってご質問されているんですか。

正誤表のほうの14ページのほうをご覧いただければと思います。

（「新旧対照表」の声あり）

○総務課長（東海林博文君） あ、新旧対照表。ごめんなさい。新旧対照表のほうです。

14ページのほうをご覧いただければと思います。14ページ。新旧対照表の・・・14ページになります。

左側が改正案になります。1級、2級というのは職務の級でございまして、私、一般の職員で言いますと、主事とか主任とかいう区分になります。で、号給というのが1号、2号ということで、そのそれぞれの経験年数でもって付与される区分になります。

こちらの説明でよろしいでしょうか。

（「もう少し詳しく。」の声あり）

○総務課長（東海林博文君） 具体的に申し上げますと、今回、号給の1号、右側、この新旧対照表の右側の表ですね、1級の16号というところが今までにあった人が、方が最低賃金が上がったことによりまして左側の1級の1号に該当するということになりま

す。それは右側の現行の 1 級の 16 号という以下の号給につきましては、最低賃金が上がったことによりまして、現行は要らなくなつたといいますか、使う必要のなくなった区分ということになります。で、改めて左側の表の 1 級の 1 号でもって、その今までの一番、採用された際の一番最初の給与月額となるというところでございます。

○議長（石川交三君）　総務課長、以上なら以上で、あと座ってください。

○総務課長（東海林博文君）　以上です、はい。

○議長（石川交三君）　ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君）　本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君）　異議ないものと認めます。よって、議案第 7 号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第 8 号、五城目町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君）　議案綴りの 19 ページをお願いいたします。

議案第 8 号、五城目町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づき、第 9 期介護保険事業計画を策定したことに伴い、令和 6 年度から令和 8 年度までの第 1 号被保険者の介護保険料を改定するため、当該条例の一部を改正するものであります。

20 ページから 21 ページをお願いいたします。

保険料を定める第 1 条第 1 項の改正では、令和 6 年度から令和 8 年度における階層ごとの年間の介護保険料の額を規定し、所得基準の階層について保険料の負担の均衡を図るため、中間所得層に該当する所得金額の区分及び負担割合を見直し、さらに 1 段階増やし、13 段階と改めております。

次の 8 条第 2 項の改正では、令和 6 年度から 8 年度における保険料の減額賦課を規定しております。

施行期日は、令和6年4月1日からとしております。

それから、議会初日に、このA3の横の表が配られてると思いますし、また、タブレットのほうにも載ってございますけれども、そちらのほうご準備していただきたいと思います。

参考資料として配らせていただきましたけれども、第8期計画と第9期計画の月額の保険料を比較するための表となっております。黄色の表示のところをご覧いただきたいと思いますが、本人が非課税で家族が課税されている標準的な段階であります、階層であります第5段階における改定後の保険料については、第8期計画では月額8,300円ありましたけれども、第9期計画においては、それより1,100円減額し、月額7,200円としております。被保険者数については、第9期計画は見込みの数を載せたものでございます。

なお、この2月の8日開催の議会全員協議会におきましては、この第5段階の保険料について、会計であります基金残高を2億5,000万円と見込んで、財政調整基金を3年間で1億円取り崩すということでお話を、説明をさせていただいておりましたが、更なる保険料の負担軽減を図るため、今回は財政調整基金を3年間で1億円から1億2,500万円に取り崩しを増やしまして、月額7,200円の保険料とさせていただいております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第8号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第9号、五城目町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴り22ページをお願いいたします。

議案第9号、五城目町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、「放課後児童健全育成事業の実施について（令和5年4月12日付こ成環第5号）」が発出されまして、「放課後児童健全育成事業実施要領」が改められましたことにより、放課後児童支援員とみなす研修終了予定者に係る新たな経過措置を規定するため、当該条例の一部を改正するものであります。

次の23ページをお願いします。

附則の第2条におきまして、「令和6年3月31日まで」となっている経過措置につきまして、「当分の間」または「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に」に改めるものでございます。

施行日は、公布の日からとしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第9号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第10号、五城目町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴り24ページをお願いします。

議案第10号、五城目町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、水道法の一部改正により、厚生労働大臣が所管している水道の整備・管理行政に関する権限が国土交通大臣及び環境大臣に移管することに伴い、当該条例の一部を

改正するものであります。

25ページをお願いします。

改正文にありますとおり、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、施行期日は、令和6年4月1日からとしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第10号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第11号、五城目町総合交流センター五城館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によりまして、関係議員は除斥となります。

6番荒川滋議員の退場を求めます。

（6番 荒川滋議員 退場）

○議長（石川交三君） 本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの26ページをお願いいたします。

議案第11号、五城目町総合交流センター五城館の指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、五城目町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第1項の規定により選定した五城目町総合交流センター五城館の指定管理者の候補者について、地方自治法244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

当該施設の指定管理については、町が出資するまちづくり会社と交流施設を介した地域の反映は密接であるということから、五城目町公の施設に係る指定管理者の指定に関する条例第5条第1項の規定に基づき、株式会社あつたか五城目を候補者として選定しております。

なお、提出されました申請書では、令和5年12月に町が支出した財政支援の効果のほかに原価率の圧縮などにも取り組むこととなっており、収支計画において経営の改善も示されております。

指定管理者の指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第11号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

6番荒川滋議員の除斥を解いて、入場を許可いたします。

（6番 荒川滋議員 入場）

○議長（石川交三君） 次に、議案第12号、専決処分（第1号）の承認を求めるについて、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 令和5年度一般会計予算の令和6年1月1日付けの町長専決処分の予算書1ページをお願いいたします。

議案第12号、専決処分（第1号）の承認を求めるについて、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第7号）の提案理由についてご説明を申し上げます。

本案は、昨年7月の大雨災害の被災者住宅支援等に関する業務について、災害対策本部から住民生活課に業務を引き継いだことにより、関係職員3人を住民生活課への異動を行ったことに伴う人件費を付け替える補正、それと、物価高騰対策に対する国交付金である地方創生臨時交付金を活用して住民支援をいち早く進めるため、住民への補助金や事務費などの関係経費の補正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年1月1日付けをもって令和5年度五城目町一般会計補正予算（第7号）と

して専決処分させていただいたものであります。

補正予算の額は、第1条にありますように歳入歳出それぞれ4,621万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を106億9,173万4,000円とするものであります。

3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正にありますとおり、歳入につきましては、国庫補助金4,621万6,000円の増額補正であります。

歳出でございますが、人件費の付け替え分の補正はプラスマイナスゼロでございまして、物価高騰の重点支援特別給付金事業関係経費を新たに加えるため、合計欄にありますけれども、4,621万6,000円を補正する内容となってございます。

以上が説明となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託するごとにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第12号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第13号、専決処分（第2号）の承認を求めるについて、五城目町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴り28ページをお願いします。

議案第13号、専決処分（第2号）の承認を求めるについて、五城目町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、戸籍法の一部を改正する法律が公布されまして、令和6年3月1日から施行されることに伴い、当該条例の関係部分の一部改正について専決処分をしたものであり、報告し、承認を求めるものであります。

30・31ページをお願いいたします。

第2条の第1号、それから第3号、第5号の改正において、本籍地以外の市区町村窓口において戸籍謄本等を交付する、いわゆる広域交付を行った場合、及び戸籍等を電子証明書として確認を行うために用いるパスワードである戸籍電子証明書提供用識別符号を発行した場合の手数料を定めたものとなっております。広域交付事務手数料については、1件につき、戸籍の場合は450円、除籍の場合は750円などとし、戸籍の電子証明書提供用識別符号の発行事務手数料については、1件につき400円、除籍についての場合は700円とするものでございます。

以上が説明となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第13号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第14号、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 令和5年度3月補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第14号、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、主に事業費の実績見込みや精算による補正であります。

はじめに、第1条による補正額でありますけれども、歳入歳出からそれぞれ11億4,456万2,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を95億4,717万2,000円とするものであります。

次に、第2条による繰越明許費は、災害復旧に係る事業など7事業を計上しており、詳細については6ページの第2表で説明します。

次に、第3条による地方債の補正は、各種事業の精算などに伴い、新たに追加する地

方債及び地方債の限度額を変更する補正を行うものであり、これも詳細については6ページと7ページの第3表でご説明します。

それでは、6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費、令和5年度予算を翌年度に繰り越す繰越明許費は7件の事業となっており、一般廃棄物埋立処分場管理運営事業は、資材調達に期間を要するため、3,432万円を繰り越すものであります。農業費及び土木管理費における4事業につきましては、県営事業に係る負担金を繰り越すものであります。地方道路整備事業は、寺庭橋と五城目橋の補修事業で1億4,564万3,000円、それから災害復旧事業は、廣徳寺橋などの災害復旧事業12億4,887万8,000円を繰り越すものであります。

続いて下の第3表、地方債補正は、事業費の確定に伴う地方債の補正で、追加が2件、変更が14件となっております。

なお、この追加における公共施設等総合管理基金事業費充当の起債は、本年度における過疎債ソフト枠の活用残について、翌年度以降の事業に充当するためのものであります。また、歳入欠陥債につきましては、昨年7月の豪雨災害で被災した住宅などの町税の減免措置に対する減税分に充てるための起債として追加するものでございます。

それでは、補正の主な内容についてご説明を申し上げますが、事業費の確定や精算または実績見込みによる減額補正などにつきましては、説明を簡略化または割愛させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

歳入における主な補正内容についてご説明を申し上げます。

はじめに、町税の補正でございますが、12ページをお願いいたします。1款1項町民税の1目個人214万円の減額、それから2目法人84万円の増額は、調定の実績による補正であります。

続いて14ページをお願いいたします。1款2項1目固定資産税501万9,000円の減額は、同様に調定実績による補正であります。

続いて16ページの軽自動車税から20ページの入湯税につきましては、それぞれ調定実績による補正でありますと、詳細説明は省略させていただきたいと思います。

続きまして22ページから32ページまでの各種交付金がございますが、これもそれぞれの交付見込みによる補正でございまして、同様、説明のほうは省略させていただきたいと思います。

続きまして34ページまでお願いしたいと思いますが、34ページ、12款1項1目の災害復旧費分担金、続いて36ページの12款2項1目の民生費負担金、それから38ページの13款1項使用料、40ページの13款2項の手数料、そして42ページの14款1項国庫負担金についても、実績見込みによる補正であります。詳細は省略させていただきますが、42・43ページの3目でございますが、災害復旧費国庫負担金の2節の60、現年災害復旧事業費負担金（繰越）は、土木施設について繰越事業として実施するため、上にあります現年分の負担金を減額しまして、繰越分として6億6,505万9,000円を増額するものでございます。

続きまして44ページをお願いいたします。14款2項国庫補助金でありますが、これも実績見込みによる補正となってます。なお、4目の土木費国庫補助金の1節の60社会資本整備総合交付金、地方道路整備事業の繰越については、五城目橋、寺庭橋の補修工事を繰越事業として実施するため、先ほどと同様、上段の現年分の補助金を減額し、繰越分として6,772万6,000円を増額補正するものであります。

続いて46ページをお願いいたします。15款の県負担金は実績見込みによる補正でございますが、その中の2目衛生費の県負担金の1節の01感染予防事業費等負担金につきましては、昨年7月の大震災時の住宅などの消毒事業につきまして補助対象事業となる部分があるということで、県補助金としまして、負担金としまして521万9,000円が見込まれるということで増額補正をさせていただいております。

次に、48ページをお願いします。15款の2項県補助金は、実績見込みによる補正であります。なお、2目の民生費県補助金の1節08ひとり親家庭等住宅整備資金補助金150万円の増額でございますが、県の貸付事業で、ひとり親家庭等の住宅改修資金等の貸付に対する県の補助金を1件分補正させていただいております。

続いて50ページをお願いしますが、この15款3項委託金は、全て実績見込みによる補正となっております。

ページを52ページにお願いしますが、16款1項2目利子及び配当金1節の配当金収入37万5,000円の増額は、秋田総合投資事業有限責任組合分担金でファンドの起業者への支援が終了したことに伴い、残金が分配されたことに伴う補正であります。その下の基金利子収入がトータルで107万2,000円の増となってございますが、各種基金の定期預金等による運用益を計上しております。

続いて54ページをお願いします。4目の生産物売払収入の1節の01の素材売払収

入、農林振興課分の314万1,000円の増額は、町有林の間伐の実績見込みによる補正であります。

次の56ページをお願いいたします。17款1項1目の寄附金250万9,000円の減額は、ふるさと納税寄附金などの実績見込みによる補正でございます。

続いて58ページをお願いいたします。18款1項1目の特別会計繰入金の1節01特別会計繰入金の24万円の減額ですが、国民健康保険特別会計からの健診事業の精算金、それから後期高齢者医療保険特別会計からの事務費の精算による額を計上させていただいたものであります。

続いて次の60ページをお願いいたします。18款2項1目財政調整基金繰入金5,620万8,000円の減額は、今回の補正の歳入歳出の収支調整として計上したものでございます。同じく2目減債基金繰入金、3目土地開発基金繰入金、5目教育施設整備基金繰入金、9目企業立地推進基金繰入金の4つの基金合わせまして1億3,526万7,000円については、昨年7月の大震災への対応で財政事情が厳しくなっている中、財政基盤の安定を図るため、既存の基金のうちで不急の基金を廃止することによる繰入を計上したものであります。なお、これらの繰入金は全て財政調整基金に積み立てることとしております。同じく7日のふるさと愛郷基金繰入金1,116万9,000円の増額でございますが、ふるさと納税寄附をいただいた方々が目的として行っております分野別の目的事業に充てるための繰入金として計上しております。同じく11目の1節の01公共施設等総合管理基金繰入金2,440万円の減額、それからその下の02、同様の名称でございますが、繰越で3,700万円の増額は、充当事業の精算と五城目橋、それから寺庭橋の補修工事が繰越事業となるため、その繰入金の繰越を計上したものでございます。同じく13目学校給食費の無償化基金の繰入は、充当事業の精算、まあ4月から12月までの給食費の補助に係る分ということで精算による実績の補正でございます。

続いて62ページをお願いします。19款1項1目の繰越金の1節01前年度繰越金の補正は、前年度決算剰余金の確定額のうち、12月補正で保留をしておりました残りの2,000万円を補正するものでございまして、全額、学校給食費無償化基金への積み立てを行うこととしております。

続いて66ページをお願いします。20款6項の雑入、いずれも精算または実績見込みによる補正でありますが、6目の雑入のうちの1節の01まちづくり課分の87万円

の増額は、県工事によりましてNTT柱、電力柱の移設に伴う、それに架設しております光ケーブルの物件の移転補償費223万3,000円を含む精算額であります。で、下の02の総務課分444万2,000円の増額は、昨年7月の大震災で被害に遭いました公用車の保険などを含む精算額であります。同じく、その目の6節の農林振興課分の21万6,000円の増額は、千代田区と脱炭素社会連携協定に基づく森林整備に係る分担金であります。

続いて68ページをお願いいたします。21款1項町債、いずれも事業費の確定による精算、または国の補正予算に係る繰越事業に伴い翌年度に繰り越すための補正などとなっております。

歳入における主な内容の説明は終わりまして、次に歳出についてご説明します。

歳入同様、事務事業費の精算または実績見込みによる減額補正などにつきましては、説明の簡略化または割愛させていただきたく、よろしくお願ひを申し上げます。

それでは74ページをお願いします。2款1項6目の企画費の0001企画費一般でありますが、その中の18節の負担金の01光ケーブル移設工事費の負担金は、県工事として行うNTT柱などの移設に伴う光ケーブル支障移転工事として1件、それから災害に伴う電力柱移設に伴う光ケーブルの支障移転工事が2件、合わせまして449万3,000円を計上させていただいてます。同じ74ページの一番下にあります地域活性化支援センター0005の10節の06修繕費は、活性化支援センターの体育館の照明灯などを交換する経費としまして26万4,000円を計上しております。

続きまして76ページをお願いします。0007ふるさと納税の24節の01ふるさと愛郷基金積立金は、寄附金の実績見込みにより積立金として905万4,000円を計上しております。

続きまして80ページをお願いします。2款1項11目の諸費でございますが、その中の0005の健康福祉課関係の22節償還金利子及び割引料でございますが、22番から過年度特定感染症検査等事業費補助金返還など、この細節にあるところ合わせますと5件の過年度の国支出金の精算に伴う返還金としまして739万7,000円を計上しております。

続きまして82ページをお願いします。2款2項2目賦課徴収費の0001の賦課徴収費の18節の負補交でございますが、これは秋田県の町村電算共同事業組合の負担金として地方税のQRコード対応の税目拡大に伴うシステム改修費として20万8,00

0円を計上させていただいております。

飛びまして96ページをお願いいたします。3款2項1目の児童福祉総務費0001の児童福祉総務費の一般の10節需用費のところでございますが、修繕料として計上していますが、雀館運動公園のベンチとテーブルの修理経費として58万8,000円、同じくその下なリますが、手数料を載せてますが、これも雀館運動公園の複合の遊具を撤去する費用として47万1,000円を計上しております。同じくその下の貸付金でございますが、ひとり親家庭等住宅支援整備資金貸付金として県の貸付事業ですが、150万円が限度となっている貸付金ですが、この1件分150万円を載せてございます。

続いて102ページをお願いいたします。4款1項1目の保健衛生総務費0002の保健介護支援センターの施設管理費の10節の燃料費でございますが、ケアセンターの灯油代の増により10万円を計上しております。

続きまして110ページをお願いいたします。110ページの4款3項2目の塵芥処理費0060の一般廃棄物埋立処分場管理運営費の繰越3,432万円の増額は、今年度実施している改修工事のうち、電気の計装設備に係る部品の納品の遅れによりまして翌年度に繰り越すための補正となっております。

続いて112ページをお願いいたします。6款1項5目農地費の中の0001農地費一般の18節の負補交の中でございますが、秋田県土地改良事業団連合会負担金は、山内地区のため池等整備に係る特別賦課金として5万円を計上させていただいております。

続いて114ページをお願いします。0060農地集積加速化基盤整備事業（繰越）が580万2,000円ですが、高岡地区の圃場整備に対する町の負担金であります。その下の0006ため池等整備事業（繰越）についても、892万3,000円であり、身ノ淵地区、それから山内地区及び真崎堰地区の県営ため池等整備に関する町の負担金であります。同じくその下の0062の県営事業土地改良事業費（繰越）の207万4,000円は、今戸地区、そして八郎潟一地区の土地改良事業に対する町の負担金でありますが、この0060から0062の3件の負担金は、国の補正予算による県営事業の繰越などにより翌年度に繰り越すものであります。

続いて116ページをお願いいたします。6款2項1目の林業総務費の中の0002の有害鳥獣対策費84万2,000円の増額は、クマの出没の見回りの増、それからクマ解体に係る水道代の補助を含めまして精算見込みによる補正であります。

続いて120ページをお願いいたします。7款1項5目の観光施設管理運営費0002の悠紀の国五城目69万円の増額は、業務用の冷凍冷蔵庫の購入を行うための補正であります。同じく0006の朝市ふれあい館の17節の施設用備品購入費の7万9,000円の増額は、屋外のテーブルセットの購入費用を補正するものであります。

続きまして122ページをお願いします。8款1項1目の土木総務費の0060の土木総務費一般の繰越400万円の増額は、内川浅見内地区の急傾斜地崩壊対策に対する町の負担金であります。これについても県営事業の繰越により翌年度に繰り越すものでございます。

続いて124ページをお願いいたします。8款2項3目の道路新設改良費0060の地方道路整備事業交付金の繰越1億4,564万3,000円の増額は、歳入でも申し上げましたように、五城目、寺庭橋の補修工事の進捗状況により翌年度に繰り越すものでございます。

続いて128ページをお願いいたします。8款4項2目街路事業費0001の街路維持補修事業47万6,000円の増額補正でございますが、街路樹の管理保全について、この剪定箇所が増えたためのものでございます。

続いて132ページをお願いいたします。9款1項1目消防諸費の0001の消防活動費の10節消耗品でございますが、新規採用職員の被服一式を購入するための経費として89万1,000円を計上しております。同じく0003の施設管理費の10節の中の修繕料でございますが、消防庁舎の訓練室のエアコン修理代として30万3,000円を計上しております。

続きまして134ページをお願いします。3目の消防施設費の0001の消防施設費一般の10節の修繕料でございますが、久保町内の防火水槽の修繕費として4万4,000円を計上してございます。

続きまして、飛びますが152ページをお願いいたします。11款1項1目の農地・農業用施設災害復旧費0001の現年災害復旧事業12億2,256万3,000円の減額は、昨年7月の大震災で被害を受けた農地・農業用施設の災害復旧事業について、精算見込みと工事進捗状況等により翌年度に過年度事業として実施するために減額補正しております。同じく2目の林道施設災害復旧費0001の現年災害復旧事業の1,278万8,000円の減額は、これも大雨災害で被災を受けた林道施設の災害復旧事業について、精算見込みと事業の進捗状況によりまして翌年度において過年度事業とし

て実施するための減額補正となっております。

続きまして 154 ページをお願いします。11款2項1目の現年災害復旧費の 000 1 の災害復旧事業の 8 億 2, 865 万 4, 000 円の減額でございますが、これもやはり大雨災害で被害を受けました河川、そして道路等の公共土木施設の災害復旧事業につきまして、精算見込みと、あと工事の進捗状況により翌年度に繰越するための減額補正となっておりまして、その下の 0060 については、総額で 12 億 4, 887 万 8, 000 円を繰越ということで増額しております。

続いて 156 ページをお願いいたします。12款1項1目の公債費の中の元金 6 万 4, 000 円の増額でございますが、利率変動型の起債の借り換えによりまして新たに償還計画が組まれたことに伴う補正でございます。同じく 2 目の利子の 106 万 7, 000 円の増額は、借入れの実績に伴う補正でございます。

続いて 158 ページをお願いいたします。13款2項1目 0001 の財政調整基金は、令和 5 年度中の定期預金等の運用益が 101 万 8, 000 円であります、これと歳入でもご説明しましたけれども、減債基金、土地開発基金、教育施設整備基金、企業立地推進基金の 4 基金の整理・廃止による基金繰入金 1 億 3, 527 万 1, 000 円と合わせまして、トータル 1 億 3, 628 万 9, 000 円を補正するものであります。なお、財政調整基金の令和 5 年度の末の残高につきましては、予算ベースではありますけれども、前年度末と比較しますと 6 億 7, 402 万 5, 000 円減額となりまして、残高見込みとしましては 6 億 1, 179 万 5, 000 円となるものでございます。同じく 4 目の 0001 の公共施設等総合管理基金 480 万 3, 000 円の補正でございますが、令和 5 年度中の定期預金等の運用益と、これも過疎債ソフト枠で借入れました 480 万円を合わせて補正するものでございます。

私からの説明は以上となります、教育委員会関係の補正内容につきましては教育長がご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石川交三君）　畠澤教育長

○教育長（畠澤政信君）　私から教育委員会関係の一般会計補正予算の主な内容についてご説明申し上げます。

はじめに、歳入についてご説明申し上げます。

36 ページをお願いします。12款2項1目民生費負担金 15 万 3, 000 円の減額補正是、放課後児童クラブすずむしクラブの利用料の実績見込みによるものであります。

38ページをお願いします。13款1項6目教育使用料353万9,000円の減額補正は、山村開発センター、圏民体育館、屋内温水プールの使用実績見込みによるものであります。

48ページをお願いします。15款2項6目教育費県補助金8万4,000円の減額補正は、放課後子ども教室推進事業補助金の交付額決定によるものであります。

60ページをお願いします。18款2項5目教育施設整備基金繰入金1,004万1,000円の増額補正は、先ほど副町長も説明いたしましたが、既存基金を整理・廃止することによる繰入金を計上することによるものであります。同じく13目学校給食費無償化基金繰入金683万円の減額補正は、4月から12月分までの実績による基金繰り入れすることによるものであります。

66ページをお願いします。20款6項5目納付金7節社会教育事業納付金530万6,000円の減額補正は、屋内温水プールで実施している水泳教室の指導料実績見込みによるものであります。同じく6目雑入、生涯学習課分2万1,000円の減額補正は、施設に設置している自動販売機の電気使用料の実績見込みによるものであります。

続いて歳出について主なものを申し上げます。

80ページをお願いします。2款1項11目諸費0006学校教育課関係24万1,000円の増額補正は、令和4年度子ども・子育て支援交付金の精算に伴う返還分によるものであります。

128ページをお願いします。8款4項5目公園管理費0001公園管理費124万8,000円の減額補正は、光熱水費の使用実績見込みによるものと、保守管理委託料の契約差金によるものであります。

136ページをお願いします。10款1項2目事務局費0002事務局用事務費7万2,000円の減額補正は、委員報酬の実績見込みによるものであります。0004放課後児童健全育成事業71万5,000円の減額補正は、すずむしクラブの会計年度任用職員の報酬の実績見込みによるものであります。0005児童生徒学校生活サポート事業96万4,000円の減額補正は、会計年度任用職員の報酬の実績見込みによるものであります。0007放課後児童学習支援事業4万1,000円の増額補正は、わかつぎくらぶの会計年度任用職員の報酬の実績見込みによるものであります。0009学校教育活動推進事業58万8,000円の減額補正は、会計年度任用職員の報酬の実績見込みによるものであります。同じく3目教育助成費0001教育助成費一般3万5,

000円の減額補正は、各種招待試合の補助金の実績見込みによるものであります。

138ページをお願いします。0003育英資金貸付54万円の減額補正は、貸付金の実績見込みによるものであります。

140ページをお願いします。10款2項1目小学校管理費0001管理費一般170万1,000円の減額補正は、主に実績見込みによるものではありますが、施設用備品購入費4万4,000円の増額は、特別支援教室に設置するサーキュレーターの購入費を増額補正するものであります。同じく2目小学校教育振興費0001教育振興費一般7万6,000円の減額補正は、スクールバス及びスクールタクシーの運行委託料の実績見込みによるものであります。0002要・準要保護児童就学奨励事業68万1,000円の減額補正は、対象児童数の減による実績見込みによるものであります。0003コンピューター導入事業16万5,000円の減額補正は、備品購入費の契約差金によるものであります。

142ページをお願いします。10款3項1目中学校管理費0001管理費一般248万3,000円の減額補正は、実績見込みによるものであります。同じく2目中学校教育振興費0001教育振興費一般9万円の減額補正は、スクールバス及びスクールタクシーの運行委託料の増額並びに大会出場費補助金の実績見込みによるものであります。0002要・準要保護生徒就学奨励事業29万8,000円の減額補正は、要・準要保護生徒援助費の実績見込みによるものであります。

144ページをお願いします。10款4項1目社会教育総務費0004文化財保護対策事業6万7,000円の減額補正は、試掘調査終了によるものであります。0006放課後子ども教室推進事業20万円の減額補正は、報償費の実績見込みによるものであります。同じく2目社会教育施設管理運営費0002山村開発センター438万3,000円の減額補正は、光熱水費の実績見込みによるものと、委託料及び工事請負費については契約差金によるものであります。0008総合生きがいセンター42万円の減額補正は、委託料の契約差金によるものであります。0012杉沢交流センター30万円の減額補正は、光熱水費の実績見込みによるものであります。0014地域図書室18万円の減額補正は、報償費の実績見込みによるものであります。同じく3目学級費0003国際理解講座報償費10万円の減額補正は、事業実績見込みによるものであります。

148ページをお願いいたします。10款5項1目保健体育総務費0001保健体育総務費一般89万6,000円の減額補正は、スポーツ推進委員報酬と燃料費及び保守

管理委託料の実績見込みによるもの、補助金は事業の実績による減額補正であります。報償費の4万円の増額補正は、全国大会出場選手への激励金4人分であります。0004地域スポーツ活動推進事業費18万円の減額補正は、報償費の実績見込みによるものであります。同じく2目学校給食費0001要・準要保護児童生徒給食奨励事業77万6,000円の減額補正は、対象児童生徒数の減による実績見込みによるものであります。0002学校給食管理運営費51万9,000円の減額補正は、会計年度任用職員の報酬の実績見込みによるものでありますが、修繕料22万円の増額は、給食室、殺菌室、殺菌等交換修繕及び洗浄室の修繕を行うものであります。0003学校給食費無償化事業1,831万7,000円の増額補正は、実績見込みによる補助金169万8,000円の減額及び基金積立金2,001万5,000円を今年度新規に積み立てる基金を増額することによるものであります。同じく3目保健体育施設管理運営費0001国民体育館51万3,000円の減額補正は、光熱水費の実績見込みによるものであります。0002屋内温水プール342万2,000円の減額補正は、燃料費と光熱水費及び手数料の実績見込みによるものであります。

以上、3月補正予算の主なものについてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと・・・14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 先ほど副町長の説明によりますと、非常にいろんな基金、4つか5つの基金が全部一本になって財調に回すと。1億3,000万円ほどだったか1億6,000万円だったか、そういうふうな状況になってて、今まで持ってたいろんな基金としての項目がそれでなくなるわけでして、結局、その事業をしなかったからその分残ったから財調に回すと、こういうふうな考え方なのかどうか。最終的に最後の説明によりますと、6億7,000万円ほどが、6億6千幾らだったか、説明によりますと財調残高があるんだと、こういうふうな説明でございましたが、どの程度もって、どの程度財調に置くことが正常なのかどうか。それと、この3月の最後の補正ですので、まあ3月、年度の最後の補正ですので、大体、今までの財政が大体固定化というか、大体これで流れが決まってきたと、こういうように思うんですが、この財政上は何%が固定経費といいますか、何%ぐらいが正常で、何%が厳しい状態だと、こういうふうに考えられるの

かどうか。その辺ひとつお願いしたいなと思うんですよ。実際、まあ普通はいい財政というものは75%前後と言われてましたが、ここに来て6億何ぼ、ほかの基金をやめて取り崩して6億7,000万円ほどの財調をやってました。それで先ほどの案件でいきますと、介護保険についてかなり財調から1億3,000万円だったか、まあ5、6段階の方々は大体何百円相当下がるわけとして、そのためにだけそういうふうにしたのか。それら考えますと、財調は何ぼ持ってるのが正常なのか。この令和5年度の全体の財政状況が75、6なのか80なのか、その辺ちょっと副町長からお答えお願いしたいと思います。

○議長（石川交三君）　澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君）　館岡議員のほうにお答えを申し上げます。

最初に、この五城目町としてどのぐらいの財政調整基金があればということありますけども、まあ地財計画とかいろいろな財政上の中で見ますと、標準財政規模の約3割程度が望ましいような形で一つの基準がございます。大体標準財政規模が40億円ですので、で、大体40億円掛ける30%で大体12億円が一つの基準として定められていましたが、令和5年のスタート時点の12億円というので、まず標準的な部分だったのかなと思っております。

今回の基金の4つについて、今後事業をしないとかうんぬんではなくて、今回廃止条例で4つの条例を廃止するという条例制定、それに向けて予算についても同様にトータルで約1億3,000万円を一旦不急という形で取り崩させていただき、その財調に積ませていただくと、そういう形で令和5年度末で約6億円近い残高ということになってございます。災害復旧で約9億円近い取り崩しの中で何とか予算編成と調整取りながら6億円まで、逆に私どもとしては積み上げたなと考えております。

以上です。

○議長（石川交三君）　ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君）　本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君）　異議ないものと認めます。よって、議案第14号の審査について

は、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第15号、令和5年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の165ページをお願いいたします。

議案第15号、令和5年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由及び主な補正内容についてご説明を申し上げます。

この予算につきましては、主に本年度の決算を見込んだ補正予算となっております。

補正額につきましては、第1条にありますように歳入歳出からそれぞれ2,157万1,000円を減額し、補正後の予算総額を11億7,761万7,000円とするものであります。

次に、166・167ページの第1表、歳入歳出予算補正をお願いいたします。

歳入においては、1款国民健康保険税は、災害減免を含む調定の実績見込みにより減額、そして4款県支出金は、実績見込みによる減額、7款の繰越金につきましては、前年度からの繰越金2,536万1,000円を全額予算計上させていただいております。

歳出でありますが、167ページにありますが、1款総務費、2款保険給付費など実績見込みによる補正であります。なお、6款の基金積立金は、前年度のその繰越金の一部としまして2,000万円を財政調整基金への積立金として予算計上させていただいております。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第15号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第16号、令和5年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の207ページをお願いいたします。

議案第16号、令和5年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由及び主な補正内容をご説明申し上げます。

本案は、本年度決算を見込んだ補正予算となっております。

補正額は、第1条にありますように歳入歳出それぞれ103万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を1億4,691万2,000円とするものであります。

次に、209ページの第1表、歳入歳出補正予算のところをお願いいたします。

歳入におきましては、3款の繰入金は実績見込みによる補正であり、4款につきまして、この繰越金は前年度からの繰越金を全額予算計上しております。

歳出でありますが、2款の後期高齢者医療広域連合納付金、それと3款の諸支出金は、いずれも実績見込みによる補正でございます。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 誠に単純な質問でございますが、この加入者は何人になりますか、何人。

○議長（石川交三君） 石井健康福祉課長

○健康福祉課長（石井政幸君） お答えいたします。

1月末現在で2,365になります。

以上です。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第16号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第17号、令和5年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の221ページをお願いいたします。

議案第17号、令和5年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由及び主な補正内容についてご説明を申し上げます。

本案は、主に本年度決算を見込んだ補正予算となっております。

補正額は、第1条にありますように保険事業勘定の歳入歳出からそれぞれ1,549万1,000円を減額しまして、補正後の歳入歳出予算総額を21億413万2,000円とするものであります。

続きまして222ページ・223ページをお願いします。

第1表の歳入歳出予算補正にありますとおりであります。歳入におきましては、1款保険料は災害減免を含む調定実績、その他につきましては実績見込みによる補正であります。9款繰越金は、前年度からの繰越金2億1,878万7,000円を全額予算計上しております。

それから、歳出でございますが、1款の総務費、2款の保険給付費、5款地域支援事業など、それぞれ実績見込みによる補正となっております。なお、4款の基金積立金は、前年度の繰越金の一部であります1億3,769万5,000円を介護給付費準備基金への積立金として予算計上しております。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第17号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（石川交三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の議案上程の際の当局答弁について訂正の申し出がありますので、これを許します。猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君） 議案第2号、工事請負変更契約の締結について、令和5年災廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（応急本工事）の議案上程時に館岡議員と斎藤晋議員のほうからご質問のありました工期延長に伴い工事請負費の一部支払いはされているか、その額は、ということで答弁させていただきましたが、確認しましたところ、工事請負費の支払いは一切ございませんでした。訂正してお詫びいたします。

○議長（石川交三君） 次に、議案第18号、令和5年度五城目町水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の269ページをお願いいたします。

議案第18号、令和5年度五城目町水道事業会計補正予算（第5号）について、提案理由及び主な補正内容をご説明申し上げます。

第2条にありますとおり、収益的収支は精算見込みによる補正でございまして、収入の第1款事業収益では、給水収益の減などにより627万5,000円を減額補正とし、支出の第1款事業費では、薬品費や動力費の減額を行う中で、湯ノ又橋の水道管や車輌の廃止による資産減耗費の増額などによりまして307万3,000円を増額補正としております。

同じく第3条、資本的支出でございますが、これについても精算見込みによる補正でございまして、収入の第1款資本的収入では、浄水場の浸水対策事業の財源として一般会計出資金に変えまして企業債を充てることとする補正と、他会計出資金の精算見込みによる減額等を合わせまして673万円を減額補正しております。支出の1款資本的支出では、建設改良費、災害復旧事業費の精算見込みによる減額によりまして637万4,000円を減額補正しております。

次に、270ページをお願いいたします。

第4条の企業債の補正でございますが、浄水設備更新事業に係る起債の限度額を2,520万円とするものであります。

続きまして 273 ページをお願いいたします。

キャッシュ・フローの計算書ですが、今回の補正によりまして、上段の 1 の当該純損失ですが、5,002万8,000円の損失見込みとしておりまして、一番下段になりますが、6 の資金期末残高は 4 億 3,743 万 3,000 円となる見込みでございます。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第 18 号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第 19 号、令和 5 年度五城目町下水道事業会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の 279 ページをお願いいたします。

議案第 19 号、令和 5 年度五城目町下水道事業会計補正予算（第 5 号）について、提案理由及び主な補正内容についてご説明申し上げます。

第 2 条、収益的収支は、これも精算見込みによる補正でございます。収入の第 1 款下水道事業収益では、下水道使用料等の営業外収益の減額などによりまして 543 万 3,000 円を減額補正とし、支出の第 1 款下水道事業の費用では、経営戦略策定業務や内水浸水想定区域図の作成業務の精算見込みによる営業費用の減額によりまして 701 万 8,000 円を減額補正しております。

3 条の資本的収支についても精算見込みによる補正であります。収入の第 1 款であります資本的収入では、流域下水道事業関係の企業債の増額などによりまして 82 万 4,000 円を増額補正とし、支出の第 1 款の資本的支出では、流域下水道建設負担金の増による建設改良費 91 万 5,000 円を増額補正しております。

続きまして 280 ページをお願いいたします。

第4条の企業債の補正ですが、流域下水道整備事業負担金に係る起債の限度額を 270 万円とするものであります。

続きまして 282 ページをお願いします。

キャッシュ・フローの計算書ですが、今回のこの補正によりまして、一番上段の 1 の当年度純利益は 266 万 1,000 円の損失見込みであり、一番下、下段の 6 の資金期末残高は 7,973 万 9,000 円となる見込みでございます。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。3番松浦議員

○3番（松浦真君） たぶん委員会のほうで細かくは議論がされると思うんですが、令和6年度から上下水道の、今回下水道の話なんですけども、水道料金が上がるということも検討に入ると思います。で、今回も純利益がマイナスというふうになってると思うんですが、全体的に企業債の償還とかに関する支出がでかいとは思うんですけども、金額が来年度以降上がらないといけない大きなこの数字上の理由っていうのがどこに一番現れるのかっていうのを教えていただければと思います。

○議長（石川交三君） 答弁者は猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君） お答えいたします。

一番大きな要因としましては、やはり下水道の使用料、こちらが一番落ち込んでおるところでございまして、この部分についてとなるかと思います。

以上です。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第19号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第20号、令和6年度五城目町一般会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 令和6年度当初予算書の1ページをお願いいたします。

議案第20号、令和6年度五城目町一般会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、町長施政説明でも申し上げましたとおり、本町の財政状況は、現在、災害対応により大変厳しいものではございますが、健全で持続可能な財政運営を目指し、総合発展計画、過疎計画、そしてまた地方創生総合戦略などの中長期計画の着実な推進を図り、最重要施策であります災害の復旧並びに復興の取り組みを着実に進めるとともに、町民の福祉の維持向上を図ることを目標に掲げ編成させていただいたものであります。

それでは、はじめに第1条でございますが、令和6年度一般会計当初予算は、歳入歳出総額それぞれ62億3,000万円としております。前年度比4億8,000万円、率にして8.4%の増となっております。

主な事業といたしましては、施政説明ありましたように、電子入札体制整備に274万円、防災備蓄品の購入事業353万1,000円、出産・子育て応援交付金事業240万円、道路側溝清掃業務に1,513万6,000円、地方道路整備交付金事業に6,282万7,000円、ウッドロード歩道等のLED化事業に2,302万3,000円、それから学校給食費の無償化事業に2,338万7,000円などを計上し、また、昨年7月の大震災による過年災害復旧事業としまして農地・農業用施設など、合わせまして9億6,334万円を計上しております。

次に、第2条の地方債についてでございますが、臨時財政対策債のほか、災害復旧など11事業の総額3億7,940万円になる起債につきまして、その目的、限度額を定めることとし、その内容につきましては8ページの第2表、地方債のとおりであります。説明は省略させていただきます。

次に、第3条の一時借入金は、借入れの最高限度額を10億円と定めております。

続きまして9ページの歳入歳出事項別明細書をお願いいたします。9ページです。

はじめに、歳入について前年度予算額と比較して説明をします。

1款の町税、令和5年度の災害などによります農業所得、そして営業所得の減などを見越しまして、前年度比1,342万8,000円減、率にしまして1.8%減の7億1,459万4,000円を計上しております。

2款地方譲与税、この譲与税のうちの森林環境譲与税につきましては、令和6年度より森林環境税の課税が始まるということもございまして、前年度比917万1,000円増の、率にして9.8%増の1億285万7,000円を計上しております。

次に、7款地方消費税交付金でございますが、令和5年度の実績見込みによりまして、前年度比2,168万7,000円減の、率にして9.7%減の2億284万円を計上しております。

次、10款地方交付税でございますが、地財計画で地方交付税の交付見込みというものがありまして、それが前年度比1.6%増となっていることを踏まえ、また、例年の本町の交付決定額も考慮しまして、前年度比1,341万6,000円増、率にして0.5%増の28億825万8,000円を計上しております。

次、14款国庫支出金でございますが、新型コロナウイルス接種関係補助金の皆減、それから災害復旧費の国庫負担金の増、それと社会資本整備総合交付金の減などによりまして、トータル的に前年度比で3億9,800万円増の、率にして54.8%増の1億2,442万2,000円を計上しております。

15款県支出金でございますが、災害救助費の繰替支弁金の皆増、それから過年の農地・農業用施設小災害復旧費補助金の大幅な増などによりまして、前年度比1億3,472万円増、率にして33.6%増の5億3,621万8,000円を計上しております。

18款の繰入金ですが、基金からの繰入では、過年災害復旧事業の一般財源対応分としまして財政調整基金繰入金の増、そしてまた公共施設等総合管理基金の繰入の減などによりまして、前年度より911万4,000円の減で、率にして7%の減となる1億2,025万7,000円を計上しております。

次に、19款繰越金でございます。例年でありますと前年度からの決算剰余金を見込みまして繰越金4,000万円を計上しておりましたが、令和5年度については昨年のその災害等の対応で財政状況も厳しく、今後の収支見通しも不透明なことから存置の計上とさせていただいております。

21款町債につきましては、5年度の備蓄倉庫の建設事業債であったり、小型動力ボンプ積載車購入事業債などの皆減、それから公共施設等の総合管理基金事業債などの皆増、それから災害復旧事業債の増などによりまして、前年比で1,270万円増、率にして3.5%増の3億7,940万円を計上しております。

以上が歳入の概要となります。

次に、歳出についてご説明します。

10ページ・11ページをお願いします。

2款総務費、庁舎管理費や職員人件費の減、そして湖東厚生病院の運営費補助金の存置計上、それから町議会議員の一般選挙の皆減などによりまして、前年度比8,954万3,000円減の、率にして12.4%減の6億3,307万1,000円を計上しております。

3款民生費についてですが、老人福祉施設の措置費、災害救助費の増、備蓄倉庫建設事業や、もりやまども園の大規模改修事業の皆減などによりまして、前年度比で749万5,000円の減、率にして0.5%減の16億935万円を計上しております。

4款衛生費については、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業や一般廃棄物埋立処分場の改修事業の皆減などによりまして、前年比で1億3,200万2,000円の減、率にして24.7%減の4億274万円を計上しております。

6款の農林水産業費でございますが、農業の経営等再開支援事業補助金や高能率生産圃地路網整備事業の増、それから農地利用効率化支援交付金や補助林造事業の皆増、ため池等整備事業の減などによりまして、トータルで前年比1,869万8,000円増の率にして6.2%増で、3億2,009万9,000円を計上しております。

7款の商工費でありますが、中小企業経営安定資金利子助成金の増、それから朝市駐車場の土地購入であったり、ふれあい館のLED化事業の皆減などによりまして、前年度比618万9,000円の減で、3.3%減の1億8,111万1,000円を計上しております。

8款土木費でありますが、道路側溝清掃業務の皆増、それから地方道路整備事業の減、ウッドロード歩道のLED化事業の増と樹木管理計画策定業務の皆減などによりまして、前年度比1億3,727万3,000円の23.1%減であります4億5,778万7,000円を計上しております。

9款消防費でございますが、小型動力ポンプ積載車購入事業が終わりまして、含めまして前年比で2,945万4,000円減、率にして9.6%減の2億7,796万3,000円を計上しております。

次に、10款教育費でございますが、統合型校務支援システム利用料の皆増、そして五小の創立150周年記念事業の皆増、町民センターの防災盤改修工事の皆減などによ

りまして、前年度比で 549万3,000円減、率にして 1% 減の 5億4,326万8,000円を計上しております。

11款災害復旧費でございますが、昨年7月の大震災による過年度災害復旧事業の大幅増によりまして、前年比 8億1,122万3,000円増の、率にして 306.6% 増の 10億7,578万8,000円を計上しております。

最後の公債費になりますが、12款公債費ですが、現在の地方残高と令和5年度の借入れ見込額による償還計画によりまして、償還元金、利子ともに増となっております。前年度比 829万2,000円の増、率にして 1.4% 増の 5億8,445万6,000円を計上させていただいております。

続きまして、主な予算につきまして歳入からページを追って説明していきたいと思います。

はじめに、12ページをお願いいたします。

町民税の1目個人でございますが、前年度所得の実績見込みより前年度比で 1,136万7,000円減の 2億3,240万円としております。なお、国の定額減税がございますけれども、この影響は当初予算には加味してございません。次に、2目の法人についてでございますが、これも前年の実績見込みによりまして、昨年より 58万円減の 2,489万2,000円を計上しております。

続きまして 14ページをお願いします。1款2項の固定資産税でございますが、宅地の評価額の下落などによりまして、昨年より 271万1,000円の減の 3億6,320万9,000円を計上しております。

続きまして 16ページをお願いいたします。1款3項の軽自動車税、総登録台数としては減少はしているものの、新規登録台数は増加しております。このことによりまして、前年度比 46万円増の 3,229万5,000円を計上しております。

続きまして 18ページをお願いいたします。1款4項の市町村たばこ税、前年度実績見込みによりまして、前年度より 15万8,000円減の 5,983万2,000円を計上しております。

続いて 20ページをお願いいたします。1款5項の入湯税でございますが、一月当たりの入湯客数を前年の 1,220 人から 1,092 人と見込みまして、前年度比では 23万1,000円減の 196万6,000円を計上しております。

続いて 22ページをお願いします。都市計画税でございますが、本予算をもちまして

廃項とさせていただきます。

続いて 28 ページをお願いいたします。3 項の森林環境譲与税、令和 6 年度の本町交付の額を試算した結果、前年度より 917 万 1,000 円増の 4,835 万 7,000 円を計上しております。

続いて 30 ページ、3 款 1 項の利子割交付金から、42 ページまで飛びますが、42 ページの 9 款 1 項の地方特例交付金までについては、それぞれ交付金の当初予算額は令和 5 年度の交付実績に基づき計上させていただいております。詳細説明は省略しますが、この 42 ページにおける 9 款地方特例交付金については、国の定額減税による本交付金への加算は当初予算においては加味してございませんので、よろしくお願ひいたします。

続きまして 44 ページですが、地方交付税であります。総務省発出の地方財政対策情報、いわゆる地財計画と前年度の交付実績を基に算定し、交付税全体としましては前年度より 1,341 万 6,000 円増の 28 億 825 万 8,000 円を計上しております。なお、特別交付税、特交につきましては、前年度と同じ額を計上しております。

続いて 48 ページから 51 ページまでをお願いいたします。12 款の分担金及び負担金として災害復旧費分担金、土地改良事業費分担金、老人施設入所者負担金などを計上しておりますが、災害復旧費分担金には令和 7 年の大河川氾濫に係る過年度災害復旧事業分の分担金も含まれております。

続いて 52 ページをお願いいたします。13 款 1 項の使用料につきましては、乗合タクシーの使用料が 72 万円の減額、それから定市場使用料が 24 万 5,000 円の減額、使用料全体としましては昨年より、前年度より 106 万円減の 2,955 万 8,000 円の計上しております。

続きまして 54 ページが 13 款 2 項の手数料でございます。戸籍などの証明書交付手数料が 26 万 8,000 円の減額、それから焼却灰処理手数料が 22 万 9,000 円の減額などになります。昨年より 70 万 2,000 円減の 2,524 万 1,000 円を計上してございます。

続いて 56 ページから 61 ページをお願いします。14 款の国庫支出金となります。事業に対する国の負担金、補助金、委託金ではありますが、国庫支出金全体で前年度より 3 億 9,800 万円増の 11 億 2,442 万 2,000 円を計上しています。主な増減でございますが、前年度と比較しますと過年災害復旧事業関係が約 5 億 4,000 万円の増額、新型コロナウイルスワクチン接種関係が約 5,000 万円の減額、それと地

方道路整備事業関係が約 7, 000 万円の減額となっております。

続きまして 62 ページから 69 ページをお願いします。15 款の県支出金となります
が、これもそれぞれの事業に対する県の負担金、補助金、委託金でございまして、県の
支出金全体では前年度比で 1 億 3, 472 万円の増で、トータル 5 億 3, 621 万 8,
000 円を計上しております。この増減ですけれども、昨年と比較しますと災害救助関
係と過年災害復旧関係で約 9, 600 万円増となってますが、知事選挙の関係で約 1,
000 万円がその関係でも合わせて増額となっております。

続いて 70 ページから 73 ページをお願いいたします。16 款の財産収入でございま
すが、普通財産の貸付収入等で前年度より 107 万 7, 000 円の減の 916 万 7, 0
00 円となってございます。主な減でございますが、町有林関係の素材売払収入が約 1
00 万円の減額となっております。

続いて 74 ページをお願いいたします。寄附金、このふるさと納税でございますが、
令和 5 年度実績に基づき、前年度比 200 万円減の 3, 000 万円を計上しております。

続きまして 76 から 79 ページをお願いいたします。18 款の繰入金ですが、
国民健康保険特別会計からの繰入金であったり、基金の繰入金などで、前年度より 91
1 万 4, 000 円減の 1 億 2, 025 万 7, 000 円を計上しております。主な増減で
ございますが、昨年と比較しますと財調基金の繰入が 4, 500 万円増額となっており
ますが、公共施設等総合管理基金繰入が逆に 5, 200 万円減額となっております。

続きまして 80 ページをお願いします。19 款の繰越金でございますが、令和 5 年度
の決算事情に鑑みまして存置計上としております。

続いて 82 ページから 93 ページをお願いいたします。20 款の諸収入は、全体で前
年度比 174 万 3, 000 円減の 1 億 1, 150 万 6, 000 円を計上しております。

続いて最後の項目になりますが、21 款の町債でございます。令和 5 年度で終了しま
す一般廃棄物の埋立処分場整備事業債など額が大きい起債がある中で、終了する起債が
大きい中で、公共施設等総合管理基金事業債が 5, 000 万円、それから水道・下水道
事業の出資債 1, 130 万円、災害復旧事業債が 2 億 760 万円などによりまして、トー
タル前年度より比較で 1, 270 万円増の 3 億 7, 940 万円を計上しております。

歳入は以上となりまして、続きまして歳出についてご説明を申し上げます。

なお、歳出全般にわたる職員の人事費につきましては、現員現給によりまして計上し
ております。個別の説明は省略をさせていただきます。

ただ、この人件費につきましては、予算書の283ページの給与費明細書の2の一般職の（1）総括に計上されておりまして、総額に見ますと昨年度より5,137万5,000円が減となりまして、職員の人件費総額は9億1,210万4,000円を計上させていただいております。

それでは、歳出における内容を説明しますが、新規事業などについて主なるものについてご説明をしたいと思います。

それでは98ページをお願いいたします。2款1項1目の一般管理費の0001一般管理費一般でございますが、秋田県の管理システムを活用しまして電子入札を実施する体制を整備する経費などにつきまして、昨年より725万1,000円増の2,911万1,000円を計上しております。

続きまして100ページをお願いいたします。100ページの0004電算業務費では、全国的なシステムの標準化に伴い国が整備するガバメントクラウドの利用料を含む経費などにつきまして、昨年より、前年度より477万4,000円の増の8,043万9,000円を計上しております。

続きまして108ページをお願いいたします。2款1項6目の企画費の0003地域公共交通対策事業では、大潟村、八郎潟町、そして本町にまたがる広域マイタウンバスの運行委託料の増額などによりまして、昨年度より246万4,000円増の2,431万1,000円を計上しております。

続いて110ページをお願いいたします。0006集落支援員の活動事業であります。が、地域おこし協力隊と同様に集落支援員についても令和6年度から民間事業者に募集・管理などを業務委託するための経費としまして、昨年より140万7,000円増の525万円を計上させていただいております。同じく0008まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、地方創生総合戦略を推進するための事業でございますが、実績、それから事業効果を加味しまして再度事業内容を整理し、事業効果が見込める事業を重点的に実施するということで、今後も関係人口の創出、人材育成、移住定住を推進していくための経費としまして767万4,000円を計上しております。

続きまして114ページをお願いします。2款1項10目の0003町内会連絡費でありますけれども、来年度、千代田区との運動会での双方向交流を予定しております、その経費も含めまして474万1,000円を計上しております。

続きまして116ページをお願いいたします。2款1項11目の0002総務課関係

でございますが、18節負補交に、例年でございますと湖東厚生病院の負担金が、補助金が計上しているところでございますけれども、令和6年度より新しい5年間の経営計画で新しい負担の目安が示されることと、また、実際の負担金は年度末に額が確定することになります。冒頭、私のほうで存置計上としておりましたけれども、その部分については訂正させていただきたいと思います。この総務費の関係については、前年度より、この湖東病院の関係がございまして3,482万8,000円の減の163万円を計上しております。

続きまして122ページをお願いいたします。2款4項3目五城目町長選挙費でございますが、0001と24ページの0099合わせまして、令和7年の2月末の予定の町長選挙事務に係る経費につきまして、合わせまして1,439万3,000円を計上しております。

続きまして134ページをお願いいたします。3款1項1目の0005社会福祉協議会の事業費でございますが、協議会への運営費としまして2,326万5,000円を計上しております。同じく0006の障害者自立支援事業では、障害者への支援が増えることなどを踏まえまして、昨年度より1,024万9,000円増の3億3,947万円を計上しております。

続きまして138ページをお願いいたします。3款1項2目の0007であります。老人福祉施設措置費でありますが、昨年の大雨災害以降、措置者が増加しております。昨年度、前年度比で2,834万円増の9,000万7,000円を計上しております。同じく0011の介護人材確保対策事業は、町内の事業所へ勤務している町外の方へも対象を拡充し、資格取得の推進を図る制度の見直しを行っておりまして、総額100万円を計上しております。続きまして3款1項3目の0001の後期高齢者医療費でございますが、この特別会計の関係経費としまして昨年度より122万8,000円減の2億3,216万8,000円を計上しております。

続きまして140ページをお願いいたします。3款1項4目の0001の防犯・防災対策費でございますが、昨年の7月大雨災害の対応で使用して不足となっている品目を中心に備蓄品を購入する経費など、924万3,000円を計上しております。

続きまして142ページをお願いします。0002の災害救助対策費では、災害行動要支援者につきまして避難支援を行うための個別避難計画を試行的に作成する経費とし

まして、新たに 15 万円を計上させていただいております。

続きまして 144 ページをお願いいたします。3 款 2 項 1 目の 0001 児童福祉総務費一般でございますが、子ども・子育て支援事業計画策定に係る経費など 606 万 1,000 円を計上しております。

続いて 146 ページをお願いします。3 款 2 項 2 目の 0002 児童手当支給費でございますが、児童手当が令和 6 年 10 月から高校生年代まで対象を拡充する制度改正などによりまして、前年度より 765 万 4,000 円増の 7,474 万 4,000 円を計上しております。

続いて 152 ページをお願いします。3 款 5 項 1 目 災害救助費でございますが、そのうちの 0002 災害救助費、住宅支援等の関係でございますが、被災者住宅の応急修理に関する経費としまして、令和 6 年度においては 3,915 万 3,000 円を計上しております。

続きまして 158 ページをお願いいたします。4 款 1 項 1 目の 0004 予防接種費でございます。帯状疱疹の任意接種を追加したことなども含めまして 3,246 万 9,000 円を計上しております。

160 ページをお願いします。0009 の出産・子育て応援交付金事業でございますが、令和 4 年度からスタートしました国の妊婦期から出産・子育てまで一貫した伴走型の相談支援、そして経済的支援、妊娠時に 5 万円、出産時に 5 万円という内容ですが、これに伴う経費、そしてまた令和 5 年度から県が行っている、あきた出産おめでとう給付金、これは出産時 2 万円でございますが、これらに伴う経費などを合わせまして 246 万 8,000 円を計上しております。

続きまして 166 ページをお願いいたします。4 款 2 項 1 目の 0001 上水道整備事業でありますが、浄水場の浸水対策事業としまして令和 5 年度も実施しておりますが、この止水板の設置工事費の不足工事分に係る基準内繰り出しを含む経費としまして 3,338 万円を計上しております。

続きまして 168 ページをお願いします。4 款 3 項 1 目の 0001 清掃総務費でありますが、八郎湖クリーンセンターのごみ処理に係る光熱水費の増を反映し、八郎湖周辺清掃事務組合への負担金の増などに伴いまして、昨年度比で 688 万 2,000 円増の 8,834 万 3,000 円を計上しております。

続いて 176 ページをお願いいたします。6 款 1 項 3 目の 0001 農業振興費の一般

でございますが、昨年の7月大雨災害での農業者への被害対応として創設しておりました農業経営等再開支援事業費補助金、まあ種子購入分でございますが、これが令和5年から令和6年度にスライドしております。そのことと、また農業機器の購入事業に補助に係る農地利用効率化支援交付金などの経費について、合わせまして昨年度より972万8,000円増の1,633万円を計上しております。

続きまして180ページをお願いいたします。6款1款5目の0007の団体営土地改良事業でございますが、前年度はゼロでございました。今回は町村町内の町下地区の団体営農業水路等の長寿命化事業の実施設計を行うために1,000万円を計上しております。同じく6款1項6目の0001経営所得安定対策推進事業は、農業再生協議会に対する交付金が主なものでございますが、システムの改良費用の増額などについて840万7,000円を計上しております。同じく0002の担い手農地総合対策推進事業は、農地中間管理事業による集積・集約化の活動に伴う協力金としまして、などでございますが、160万5,000円を計上しております。

続きまして184ページの6款2項1目の0002有害鳥獣対策費ですが、クマなどが箱わなに入ったことを実施隊員の携帯電話などにメール等で通知するＩＣＴ機器の導入補助を含む経費としまして、365万5,000円を計上しております。

続いて186ページをお願いいたします。6款2項2目の0005の水と緑の森づくり税事業は、令和5年度に引き続き、人間と動物の緩衝帯を設けるため、五城目外環状線から広ヶ野町内や久保町内などへのアクセス道路、それから沿道などの樹木の伐採など里山整備に係る経費としまして、昨年より396万4,000円増の861万4,000円を計上しております。

続きまして188ページをお願いいたします。6款2項3目の0002の公有林整備事業でありますが、千代田区との2050脱炭素社会に向けた令和4年度の連携協定によりまして、令和4年度で植樹、そして今年度、下刈りを行った川堤町有林で、さらに下刈りを実施する経費、それからまた入通沢町有林で間伐を実施する経費としまして、652万5,000円を計上しております。同じく0003の補助林道事業でございますが、インフラ長寿命計画に基づき、5年に1回程度でございますが、町管理林道に係る橋梁点検に係る経費としまして300万円を計上しております。同じく0004の高能率生産団地路網整備事業でございますが、災害復旧のため令和5年中に休止となつてございました県営林道の浅見内線、それと滝の下線の開設事業に関する経費について1,

908万3,000円を計上しております。

続きまして196ページをお願いします。7款1項3目の0002の自然公園事業でございますが、これも昨年の大雨災害で景観が損なわれておりますネコバリ岩周辺の流木撤去作業を含む経費などにつきまして、59万6,000円を計上しております。

続いて198ページから203ページになりますが、7款1項5目の観光施設管理運営費でございます。その0001赤倉山荘から0007の清流の森までの指定管理につきまして、物価上昇による影響を加味しまして委託料を増額して計上しております。7施設全部の増額分でございますが、353万7,000円となっております。

続きまして206ページをお願いいたします。8款2項2目0001の道路補修事業でございます。道路の側溝、舗装等の補修に要する経費、そしてまた災害等で大変な状況になっております側溝等の清掃等の業務に要する経費など、合わせまして昨年度より1,549万6,000円増額の3,341万9,000円を計上しております。

続いて208ページから211ページでございますが、8款2項3目の0001地方道路整備事業の交付金分でございます。前年度比で1億3,596万円減の6,282万7,000円の計上でございますが、主な事業としましては、昭辰橋の橋梁補修詳細設計業務委託、そして大川の上潟端線及び五城目外環状線の舗装改良などを計画しております。同じく210ページの0002の単独道路整備事業でございますが、昨年より895万円の減の2,109万9,000円を計上してございます。主な事業としまして、小野台墓地線、それから川反通線の道路改良を計画しております。同じく8款2項4目の0001の街灯施設費でございますが、通学路ともなっておりますウッドロードの街灯を令和4年から令和6年度までの年次計画としてのLED化をしておりますが、その経費など合わせまして4,703万3,000円を計上しております。

続きまして212ページをお願いいたします。3款3項2目の0001水防事業でございます。消防団の水防活動用の救命胴衣でございますが、150着を購入する経費を見込みまして、合わせて136万3,000円を計上しております。

続きまして216ページをお願いします。8款4項6目の下水道事業費でありますが、令和5年度から取り組んでおります下水道事業会計の内水浸水対策検討業務、これに伴う下水道事業計画変更業務、まあ雨水分でございますが、これに要する基準内繰入の負担金など1億7,568万9,000円を計上しております。

続きまして218ページをお願いいたします。8款5項1目0001の住宅管理総務

費でございますが、これも昨年の大雨災害により被害を受けました住宅へのリフォーム補助金の活用につきまして引き続き可能になるよう要綱改正を行いまして、関係する予算を含む経費としまして前年度比474万円の増の687万3,000円を計上しております。

続きまして220ページをお願いします。9款1項1目の0001の消防活動費でございますが、令和6年度に本町で行われます救助隊員セミナーに関する経費、それから緊急消防援助隊の出動時に活用する食料の備蓄、そして救急消防活動時の備品の更新に係る経費など、合わせまして1,861万9,000円を計上しております。

続きまして222ページであります。9款1項2目の0001消防団費では、消防団員105人分の活動服の更新の経費など2,404万円を計上しております。

続きまして224ページをお願いします。9款1項3目の0001の消防施設費一般であります。大川大福寺の防火水槽の剥離修繕、それから西野中央貯水槽の撤去業務などを含む経費について72万5,000円を計上しております。同じく9款1項4目の0002の都市交流事業でございますが、令和6年の9月に千代田区の防災訓練を消防団員が視察、意見交換などを行う交流事業についての経費などを含めまして136万4,000円を計上しております。

続きまして270ページから273ページをお願いします。この11款災害復旧費でございますが、現年災害復旧事業の予算につきましては、災害直後の支出に備えるため、ちょっと予算書では出てきませんけども、総額で1億、現年分で1億553万3,000円を計上し、昨年の7月の大震災に係る過年の災害復旧予算については、事業費、支弁、人件費も含めましてトータルで9億7,025万5,000円を計上しております。

続いて274ページをお願いいたします。12款1項公債費の中で元金、利子が載つてございますけれども、元金については177万5,000円の増、利子については651万7,000円増の、それぞれ5億5,742万7,000円と2,702万9,000円を計上しております。

あと最後になりますが、278ページをお願いします。13款2項2目の0001公共施設等総合管理基金は、過疎債のソフト枠を活用し、今後、公共施設の管理を行うための財源としまして起債を発行し、基金を積み立てるものであります、5,000万1,000円を計上しております。

私からの説明は以上となります。

教育委員会関係の予算につきましては、教育長がご説明いたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君）　畠澤教育長

○教育長（畠澤政信君）　私から教育委員会関係の一般会計予算の主な内容についてご説明申し上げます。

はじめに、歳入についてご説明申し上げます。

50ページをお願いいたします。12款2項1目民生費負担金2節児童福祉費負担金02学童保育クラブ費147万円及び03学習支援クラブ費54万6,000円は、学童保育すずむしクラブ及び学習支援わかすぎくらぶの利用料であります。

52ページをお願いします。13款1項6目教育使用料1節社会教育使用料98万円及び2節保健体育使用料443万1,000円は、山村開発センターと杉沢交流センター友愛館、圏民体育館及び屋内温水プールの使用料であります。

58ページをお願いします。14款2項6目教育費国庫負担補助金1節小中学校費補助金44万1,000円及び2節社会教育費補助金365万3,000円は、要保護児童生徒医療費と特別支援児童生徒に対する学用品や給食費などに対する補助金及びすずむしクラブの運営費に対する交付金であります。

64ページをお願いします。15款2項2目民生費県補助金2節児童福祉費補助金03放課後児童健全育成事業費補助金365万3,000円は、すずむしクラブの運営費に対する県補助金であります。

66ページをお願いします。同じく6目教育費県補助金91万2,000円は、学校支援活動、放課後子ども教室わらしべ塾の運営費、地域ぐるみの学校安全対策整備推進事業、スクールガードリーダーに対する県補助金であります。

68ページをお願いします。15款3項7目教育費委託金1節教育費委託金57万8,000円は、幼稚園や文化財の認可に対する交付金及び教育留学に対する委託金であります。

78ページをお願いします。18款2項9目学校給食費無償化基金繰入金1節学校給食費無償化基金繰入金2,338万5,000円は、学校給食費無償化事業に充てる基金繰入金であります。

88ページをお願いします。20款4項3目教育費貸付金元利収入1節育英資金回収

金 6 3 万円は、育英資金の貸付に係る回収金であります。

9 2 ページをお願いします。2 0 款 6 項 5 目 納付金 3 節 日本スポーツ振興センター保護者負担金 1 5 万 3 , 0 0 0 円及び 6 節 社会教育事業納付金 6 6 6 万円は、児童生徒のけがや事故に対する保険の保護者負担金及び温水プールで開催する各種水泳教室の指導料であります。

続いて歳出について主なものを申し上げます。

2 1 6 ページをお願いします。8 款 4 項 5 目 公園管理費 0 0 0 1 雀館運動公園管理費 1 , 1 6 1 万円は、雀館運動公園の維持管理に係る経常的経費が主なものであります。雀館運動公園芝生・樹木管理作業業務費として 4 5 0 万円、また、弓道場トイレについては改修工事費として 4 8 万 4 , 0 0 0 円を計上しております。

2 2 6 ページをお願いします。1 0 款 1 項 1 目 教育委員会費 0 0 0 1 教育委員会費一般 1 1 5 万 6 , 0 0 0 円は、教育委員会の運営に係る経常的経費で、委員報酬が主なものであります。同じく 2 目 事務局費 0 0 0 1 学校用事務費 4 8 0 万円は、小・中学校における消耗品費が主なものであります。0 0 0 2 事務局用事務費 3 2 2 万 9 , 0 0 0 円は、小・中学校の廃棄物処理及び負担金等の経費が主なものであります。

2 2 8 ページをお願いします。0 0 0 3 車輌管理費 1 , 0 7 0 万 7 , 0 0 0 円は、研修バスすずむし号の運行委託料が主なものであります。

2 3 0 ページをお願いします。0 0 0 4 放課後児童健全育成事業 1 , 2 9 3 万 6 , 0 0 0 円は、学童保育すずむしクラブの運営に係る経常的経費で、会計年度任用職員報酬と総合管理業務委託料が主なものであります。0 0 0 5 児童生徒学校生活サポート事業 2 , 3 0 2 万 4 , 0 0 0 円は、配慮の必要な児童生徒などに対し学校生活をサポートする経費で、会計年度任用職員報酬が主なものであります。0 0 0 7 放課後児童学習支援事業 4 3 4 万 5 , 0 0 0 円は、わかすぎくらぶの運営に係る経常的経費で、会計年度任用職員報酬が主なものであります。

2 3 2 ページをお願いします。0 0 0 9 学校教育活動推進事業 2 5 9 万 7 , 0 0 0 円は、学校 I C T 支援員をはじめ、教育留学や学習状況調査の分析などの学校教育活動を推進するための会計年度任用職員の報酬が主なものであります。同じく 3 目 教育助成費 0 0 0 3 育英資金貸付 6 0 2 万 5 , 0 0 0 円は、高校生、大学生、大学院生を対象とした教育資金貸付に係る経費であります。来年度から貸付限度額の増及び対象を大学生、大学院生まで拡大するものであります。

234ページをお願いします。同じく4目外国青年招致事業費0001外国青年招致事業費468万4,000円は、ALTの就業に係る経費であります。

236ページをお願いします。10款2項1目小学校管理費0001管理費一般5,325万9,000円は、小学校の管理運営に係る経常的経費で、会計年度任用職員報酬、光熱水費、建物総合保守管理業務委託料、来年度から導入する秋田県統合型校務支援システムの使用料が主なものであります。

238ページをお願いします。0002学校施設整備事業133万1,000円は、来年度で創立150周年を迎える五城目小学校の記念事業と合わせ、旧五城目小学校跡地記念碑の建立と校歌碑の移設に伴う費用を計上しております。同じく2目小学校教育振興費0001教育振興一般3,224万円は、小学校の教育振興に係る経常的経費で、スクールバスなどの運行委託料が主なものであります。また、先ほどご説明いたしました五城目小学校創立150周年に伴う記念事業費の補助金を計上しております。学校及びPTAで計画した事業費において、学校財源に対する不足分を町で補助をお願いするものであります。0003コンピュータ導入事業706万8,000円は、小学校の情報教育を充実させるための経常的経費で、事務機器借り上げ料、フィルタリングソフトのライセンス使用料が主なものであります。

240ページをお願いします。10款3項1目中学校管理費0001管理費一般4,689万5,000円は、中学校の学校管理運営に係る経常的経費で、会計年度任用職員報酬及び光熱水費、建物総合保守管理業務委託料、また小学校と同様に来年度から導入する秋田県統合型校務支援システムの使用料が主なものであります。

242ページをお願いします。0002学校施設整備事業206万3,000円は、特別教室の理科室に冷房設備を設置するための工事費を計上するものであります。同じく2目中学校教育振興費0001教育振興一般971万8,000円は、中学校の教育振興に係る経常的経費で、スクールバス等の運行委託料が主なものであります。0003コンピュータ導入事業735万9,000円は、中学校の情報教育を充実させるための経常的経費で、事務機器借り上げ料、フィルタリングソフトのライセンス使用料が主なものであります。

244ページをお願いします。10款4項1目社会教育総務費0001総務費一般364万6,000円は、社会教育全般に係る経常的経費及び各種団体への補助金が主なものですが、ふるさと愛郷基金の繰入金を活用して、みんなの学校運営委託料を計上し

ております。0003二十歳のつどい44万2, 000円は、二十歳のつどい開催に係る経費が主なものであります。

246ページをお願いします。0004文化財保護対策事業32万円は、文化財保護審議会開催に係る経費や文化財保護全般に係る経費を計上しております。0006放課後子ども教室推進事業118万円は、わらしべ塾開催に係る経費で、7節の報償費99万4, 000円が主なものであります。

248ページをお願いします。0009教育留学事業64万4, 000円は、県外の小・中学生を対象に地域の特性を生かした五城目型教育留学へ係る経費で、コーディネーターへの謝礼金、ウェブコンテンツ更新業務委託料、補助金が主なものであります。同じく2目社会教育施設管理運営費0001中央公民館61万1, 000円は、公民館運営審議会の開催に係る経費をはじめ、中央公民館活動に係る経常的経費が主なものであります。

250ページをお願いします。0002山村開発センター1, 746万5, 000円は、会計年度任用職員の報酬や施設の光熱水費、保守管理委託料など施設管理に係る経常経費が主なものですですが、非常放送設備アンプ用バッテリー取り替えとして修繕料を計上しております。0003馬川地区公民館から254ページの0008総合生きがいセンターまでは、各地区公民館の施設管理運営委託料及び活動費補助金が主なものであります。

254ページをお願いします。0010文化の館398万9, 000円は、文化の館の運営に係る経常的経費が主なものであります。

256ページをお願いします。0011花いっぱい推進事業159万2, 000円は、町の花いっぱい運動の推進に係る経費が主なものであります。0012杉沢交流センター友愛館653万9, 000円は、杉沢交流センター友愛館の会計年度任用職員の報酬、施設管理運営に必要な経常的経費が主なものではありますが、トイレ改修工事費として79万2, 000円を計上させていただいております。

258ページをお願いします。0014地域図書室676万2, 000円は、会計年度任用職員の報酬や図書購入費などが主なものであります。

262ページをお願いします。10款5項1目保健体育総務費0001保健体育総務費一般437万7, 000円は、スポーツ推進委員活動に係る経費や各種大会への補助金が主なものであります。また、公用車の車検費用や部活動の地域移行に伴う指導謝礼

金とクラブ活動補助金をそれぞれ計上させていただいております。

264ページをお願いします。0005全町体育祭51万8, 000円は、全町体育祭開催に伴う経費が主なものであります。同じく2目学校給食費0001要・準要保護児童生徒給食奨励事業245万9, 000円は、要・準要保護児童生徒の学校給食費を扶助するための経常的経費であります。0002学校給食管理運営費3, 222万6, 000円は、小・中学校の給食管理運営に係る経常的経費で、会計年度任用職員の報酬と消耗品費及び燃料費が主なものであります。

266ページをお願いいたします。0003学校給食費無償化事業2, 338万7, 000円は、学校給食費無償化に要する補助金であります。同じく3目保健体育施設管理運営費0001圈民体育館932万7, 000円は、燃料費や光熱水費、保守管理委託料など施設管理に係る経費が主なものであります。

最後、268ページをお願いします。0002屋内温水プール5, 010万9, 000円は、燃料費や光熱水費などの施設管理に係る経費と、プールの運営等業務委託に係る経費を計上しております。キュービクル改修工事費、プールフロアの備品購入費をそれぞれ合わせて計上させていただいております。

以上、教育委員会関係の予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。3番松浦議員

○3番（松浦真君） 総務課長に2つ質問と副町長に1つあります。パッと終わらせますので。

総務課長のほうに事務事業の検証シート、今回の予算案策定にあたった時の査定で使われた事務事業検証シートありますので、あると思いますので、それをデータでこの中に入れてもらえたとと思います。すぐ出せますかね。まあ後でお願いします。

で、もう一つの質問が、インフォグラフィックスに向けて、インフォグラフィックス入れれなくてもいいんですが、新規事業予算がこの中だとどれなのかっていうのが見えないんですよね。で、話の中にあるんですけど、それが一覧化されるととても分かりやすいなと思います。去年の12月の中でも協議するという話ありましたので、インフォグラフィックスまでいかなくともいいので、新規事業がどれなのかっていうことだけ、新規予算がどれなのかだけ一覧でもいいので出してください。

最後、副町長に一つあります。今回、まあ令和6年度で副町長も新しく代わられたと

ということで、新しい水害もあった後の令和6年度の大事な予算なので、今回様々言われることはそのとおりなんですが、額の大小は問いませんので、五城目らしさがあふれる新規、令和6年度の新規予算は何だと副町長思われるか、一つでいいです、一つでいいですので、その予算への思いを副町長の言葉でぜひお話をいただきたいなと思います。

以上です。

○議長（石川交三君） それぞれについて執行部の答弁を求めます。東海林総務課長

○総務課長（東海林博文君） 3番松浦議員にお答えします。

事務事業検証シート、それと新規事業のインフォグラフィックス化、こちらについては早急に提出できるように手配します。

以上です。

○議長（石川交三君） 澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 松浦議員にお答えします。

たぶんお応えにはならないと思いますけれども、冒頭、私の方で町長の施政説明ということと併せて今回の編成にあたった全体像をお話しさせていただきました。やはり令和6年度にあってはかなり厳しい財政の中で、実は私、今回の予算編成にあたって冒頭の職員との説明会の際、もしアイデア事業があったら出していただきたいという話をさせていただきました。今回の予算の中に何点かはあります。それが町をつくるためのこれだというわけではございませんのでお答えはできませんけれども、やはり昨日の一般質問で議員のそれから各分野にわたってお話がありました。ご質問がありました。それをある程度、全額ではないんですけども、そういう気持ちがこもった形で作られていると思っております。あくまで町民福祉の向上のために、満足はいかないものかもしれませんけれども、そういった予算を作り上げたと思っておりますので、何とかご了承いただきたいと思います。

以上です。

○議長（石川交三君） ほかに。7番佐々木議員

○7番（佐々木仁茂君） 予算書のページでいけば238ページの教育費、学校施設整備事業の中で、創立150周年事業ということで校歌碑の移設ということがあります。これについては、昨年の12月定例会の一般質問で私が質問しております。私はその時の質問した私の本意は、新しい学校のほうへ移すという意味で質問したんですよ。そした

ら答弁は、旧校舎が建っていた安全な場所へというふうな答弁でした、確かに。私はそれで工藤課長に確認したんです。そしたら、そうだということで、何か私の質問がちょっと拍子抜けしたような感じでしたが、今回これは新しいほうに移設するということですので、その変わった経緯というのがちょっと知りたいんですけども。

○議長（石川交三君） 工藤学校教育課長

○学校教育課長（工藤ひとみ君） 7番佐々木議員にお答えいたします。

12月の定例会の時は、予定としては、やはり跡地のところに跡地の記念碑と一緒に校歌碑を並べてそれを建てたいというふうな気持ちでおりましたけれども、実は予算的なことといいますか、その土台が2つの記念碑を乗せるとなるとかなりの費用がかかるということで、それでいろいろ検討した結果、校歌碑は今の新しい学校の子どもたちがよく見えるところに移設して、それと跡地の記念碑は最初にお話したように跡地の安全な場所に建立したいということで変更いたしましたので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第20号の審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第21号、令和6年度五城目町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の289ページをお願いいたします。

議案第21号、令和6年度五城目町国民健康保険特別会計予算について、提案理由及び予算内容についてご説明を申し上げます。

第1条にありますとおり、令和6年度の国民健康保険特別会計の当初予算でございますが、歳入歳出総額をそれぞれ11億9,250万2,000円としております。前年度比1,016万3,000円減、率にして0.8%の減となっております。

次に、主な予算について内容をご説明申し上げます。

293ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書となります、その歳入の主なものについて前年度と比較しての説明を初めに行います。

1款の国民健康保険税でございますが、現行の令和5年の税率に基づいて積算しております、前年度比2,720万5,000円増の1億6,494万1,000円を計上しております。

4款の県支出金についてでございますが、給付費などに見合った県の負担額を見込みまして、前年度比915万9,000円減の9億3,398万1,000円を計上しております。

6款は繰入金でございますが、一般会計からの繰入金などを見込み、前年度比2,819万4,000円減の9,347万5,000円を計上しております。なお、財政調整基金からの繰入金は存置計上としております。

続いて歳出の主なものとなります、次のページ、294ページをお願いいたします。

2款の保険給付費でございますが、過去の医療費、そして被保険者数を基に推計をしておりまして、全体で前年度比で555万4,000円の減額の9億1,443万3,000円を計上しております。

3款の国民健康保険事業費納付金でございますが、令和5年度の納付金実績に基づき、前年度比484万9,000円減の2億5,373万8,000円を計上しております。なお、この6年度の納付金についてでございますが、全員協議会でもご説明させていただいております県の通知によりまして、現時点での金額というのが2億2,470万円が見込まれているところでございまして、今回、今ご説明しました当初予算よりは約4,000万円減額となっております。今後、健全な国保の財政運営の在り方と併せて、そして所得の確定後の税率改定なども含めまして、その対応については検討を行いたいと考えております。

次に、5款の保健事業費でございますが、各種事業の対応を含めまして、昨年より82万4,000円増の904万1,000円を計上しております。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。13番荒川議員

○13番（荒川正己君） この予算、県の納付金が既に内定されているのに4,000万円近くも多く予算に入れているっていうことは、まあ今の副町長の話では、これから

決まり次第で変えると。この点、副町長じゃなくて町長から返事もらいたいわけですよ。絶対この分、今は逆に言えば4,000万円多くみてるわけですよ、歳入を。だからそれを例えば来年度に入って当初に確実に県の納付金に合わせて保険税を下げるとき、その約束してもらえませんか。そうでないとちょっとこの予算おかしいですよ。結局、ありもしない数字を入れてるわけですから。県の数字がもう決まってるのに、それより多い額を入れてるわけですから。その点ちょっと、町長がはっきりそこ言明できないと、ちょっとこの案は飲むわけにいかないような形になると思いますけども。

(「休憩を求める。」「この予算は不当である。」の声あり)

○議長（石川交三君） 答弁を求めます。静粛に。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答え申し上げます。

今後の推移を見守ってまいりたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（石川交三君） ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託するごとにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第21号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第22号、令和6年度五城目町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の361ページをお願いいたします。

議案第22号、令和6年度五城目町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由及び予算内容をご説明申し上げます。

第1条にありますように、令和6年度後期高齢者医療特別会計の当初予算は、歳入歳出総額をそれぞれ1億5,911万9,000円としております。前年度比でみますと1,222万円の増、率にして8.3%の増となっております。

次に、主な予算内容について申し上げます。

365ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、はじめに歳入の主なものについて前年度予算と比較してご説明させていただきます。

1款の保険料でございますが、これも現行の料率により積算しまして、前年度比846万3,000円増の1億249万4,000円を計上しております。

3款の繰入金は、一般会計からの保険基盤安定繰入金などにより、昨年度比で375万7,000円増の5,613万8,000円を計上しております。

続きまして歳出の主な内容についてご説明します。

366ページにありますが、2款の後期高齢者医療広域連合の納付金でございますが、昨年より1,210万6,000円増の1億5,764万5,000円を計上しております。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第22号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第23号、令和6年度五城目町介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の397ページをお願いいたします。

議案第23号、令和6年度五城目町介護保険特別会計予算について、提案理由及び予算内容についてご説明を申し上げます。

第1条にありますように、令和6年度介護保険特別会計の当初予算は、保険事業勘定の歳入歳出総額をそれぞれ19億1,737万6,000円としております。前年度比でみますと1,057万9,000円の減、率にして0.5%減となっております。

介護サービス事業勘定の歳入歳出総額は、それぞれ514万3,000円としており

ます。これも昨年度比でみますと 34万1,000円の減、率にして 6.2% の減となるものであります。

主な予算についてご説明します。

405 ページをお願いいたします。

これも歳入歳出予算事項別明細書になりますが、はじめに保険事業勘定における歳入の主なものについて、前年度予算と比較して説明します。

1 款の保険料ですが、現行の 8 期介護保険の事業計画に基づく料率によりまして積算し、前年度比 1,305 万 6,000 円減の 3 億 2,713 万 8,000 円を計上しております。

3 款国庫支出金でございますが、介護納付金費負担金、調整交付金などによりまして、前年度比で 1,146 万 6,000 円増の 5 億 1,472 万円を計上しております。

それから 4 款の支払交付金でございますが、介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金などで、前年度比 384 万 6,000 円減の 5 億 388 万 6,000 円を計上しております。

5 款の県支出金ですが、介護給付費負担金、地域支援事業交付金などで、これこれも昨年比でみますと 75 万 6,000 円の減、2 億 7,795 万 5,000 円を計上しております。

8 款繰入金でございますが、一般会計からの介護給付費繰入金などで、前年度比 43 万 7,000 円の減の 2 億 9,365 万 6,000 円を計上しております。なお、介護給付費準備基金からの繰入金は、この当初予算においては存置計上としております。

続いて歳出の主なものについて説明します。

406 ページをお願いいたします。

1 款総務費でございますが、前年度比 242 万 9,000 円減の 1,852 万 3,000 円を計上し、2 款保険給付費についてですが、前年度の実績を基に算出しまして、全体で前年度比 996 万円減の 18 億 4,445 万 3,000 円を計上しております。

4 款基金積立金については、存置計上としております。

5 款の地域支援事業については、要支援者に対する介護予防・生活支援サービス事業費の増などによりまして、全体で前年度比 181 万円増の 5,298 万 8,000 円を計上しております。

次に、介護サービス事業勘定について、主な予算内容について説明します。

495ページをお開きください。495ページになります。

歳入歳出予算事項別明細書により、歳入からその主なものについて前年度比較で説明します。

1款のサービス収入であります、介護予防サービス計画費収入などでございまして、前年度比34万1,000円減の514万円を計上しております。

次に、歳出でございます。

496ページにありますが、1款の諸支出金は、保険事業勘定繰出金として昨年より34万1,000円減の514万3,000円を・・・すいません、ちょっとお待ちください・・・1款諸支出金でございますが、前年度より34万1,000円減の514万3,000円を計上してございます。

なお、この令和6年度の介護保険特別会計当初予算についてでございますが、現行の8期のこの計画をベースとして編成しておりますけれども、この令和6年から令和8年度までの3か年を期間とする新たな第9期の計画に基づき、引き続き適正な事業運営並びにこの健全な財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、予算内容と併せましてよろしくお願いしたいと思います。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第23号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第24号、令和6年度五城目町障害認定事業特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の509ページをお願いいたします。

議案第24号、令和6年度五城目町障害認定事業特別会計予算につきまして、提案理

由及び予算内容についてご説明を申し上げます。

第1条にありますように、令和6年度五城目町障害認定事業特別会計予算の当初予算につきましては、歳入歳出総額をそれぞれ398万6,000円としております。昨年比でみますと25万7,000円増、率にして6.9%の増となっております。

次に、主な予算内容について申し上げます。

はじめに歳入でございますが、516ページをご覧いただきたいと思います。

1款1項1目の障害認定事業負担金ですが、本町を除く構成3町村、八郎潟町、井川町、大潟村からの負担金としまして168万8,000円を計上しております。

続きまして518ページをお願いいたします。

2款1項1目的一般会計繰入金ですが、本町の負担金分として105万6,000円を計上しております。

次に歳出となりますが、526ページをお願いいたします。

526ページの1款1項1目の0001一般管理費は、事務費としまして258万6,000円を計上しておりますが、528ページ、次のページになりますが、0001で認定審査会運営費としまして、委員の報酬など137万円を計上しております。

説明は以上となりますが、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第24号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第25号、令和6年度五城目町水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の533ページをお願いいたします。

議案第25号、令和6年度五城目町水道事業会計予算について、提案理由及び予算内容をご説明申し上げます。

はじめに、第3条、収益的収入及び支出ですが、収入の第1款事業収益に2億199万8,000円、支出の第1款事業費用に2億6,048万5,000円を計上しております。

続きまして534ページをお願いいたします。

第4条の資本的収入及び支出ですが、収入の第1款資本的収入に4,874万8,000円、支出の第1款資本的支出に1億3,649万9,000円を計上し、収支不足額8,775万1,000円は、当年度分の損益勘定留保資金で補填するものとしております。

次に、第5条、企業債でございますが、排水設備改良工事と上水設備更新事業について、起債の目的、限度額1,870万円、そして起債の方法などについて定めております。

次に、主な事業について申し上げます。

536ページにございますが、収益的支出における1款1項1目の原水及び浄水費の8,411万6,000円の予算の中におきまして、上水道の浄水場及び馬場目浄水場の各種設備の修繕費を合わせまして655万6,000円、そして浄水場の屋根の塗装工事費542万7,000円、そして同じくこの3目で業務及び総係費2,434万7,000円の予算におきましては、経営戦略策定業務、それから料金改定計画策定業務に係る経費としまして1,700万6,000円を計上させていただいております。

次のページ、537ページをお願いいたします。

下の表になりますが、資本的支出における1款1項1目の排水施設改良費2,292万8,000円の予算において、令和5年度で実施しました浄水場の防水対策の止水板設置工事の不足分の工事費819万5,000円を計上しております。同じく2目の営業設備費には、作業用車輌の購入費531万9,000円を計上しております。

続きまして538ページをお願いします。

キャッシュ・フローの計算書でございますが、上段にあります1の当年度純損失でございますが、6,411万2,000円のこの損失を見込みまして、下段の6になりますが、資金の期末残高は3億8,206万3,000円となる見込みとしております。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第25号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第26号、令和6年度五城目町下水道事業会計予算を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の553ページをお願いいたします。

議案第26号、令和6年度五城目町下水道事業会計予算について、提案の理由及び予算内容をご説明申し上げます。

第3条の収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款事業収益に2億9,245万9,000円、支出の第1款事業費用に2億9,440万円を計上しております。

続きまして554ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出でありますが、収入の第1款資本的収入に9,364万2,000円、支出の第1款資本的支出に2億1,027万3,000円を計上し、収支不足1億1,663万1,000円は、当年度分の損益勘定留保資金等で補填するものとしております。

次に、第5条、企業債でありますが、流域下水道整備事業債及び資本費平準化債について、総額8,220万円としまして、起債の目的、限度額などを定めております。

次に、第6条、一時借入金でありますが、借入金の限度額を1億円として定めています。

次に、主な事業について申し上げます。

556ページをお願いいたします。

下の表の収益的支出におきまして、1款1項3目総係費に5,267万5,000円の予算を置いてございますが、その内で内水浸水対策検討業務経費としまして984万5,000円、そして事業計画変更業務経費としまして685万3,000円、そして経営戦略策定業務経費としまして1,100万円を計上させていただいております。

続いて557ページをお願いします。

下の表にあります資本的支出におきましては、1款1項2目流域下水道建設費負担金におきましては415万7,000円を計上しております。

続いて558ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書でございますが、上段の1の当年度純利益は28万9,000円の損失を見込みまして、下段にあります6の資金期末残高でございますが、8,464万2,000円となる見込みでございます。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第26号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

本日までに受理した請願・陳情は、請願・陳情文書表のとおりに所管の常任委員会に付託しましたので、報告をいたします。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

各常任委員会開催のため、これで散会いたします。大変ご苦労様でした。

午後 2時56分 散会